

玄奘訳『因明正理門論本』の二つの本文系統について

室屋安孝

## On the two textual transmissions of Xuanzang's Translation of the *Nyāyamukha*

Yasutaka Muroya

The *Nyāyamukha* by Dignāga (陳那 Chenna, ca. 480–540 CE), the founder of Indian Buddhist logico-epistemological school, was considered one of the most important texts on logic, especially among Buddhist intellectuals in East Asia. Chinese Buddhist scholars of the seventh-to eighth-century Tang dynasty intensively studied Chinese translations of this concise yet difficult text, and also wrote commentaries on it, although most of these have been lost. Two Chinese translations are known, the standard one by Xuanzang 玄奘 (602–664 CE), entitled *Yinming zhengli men lun ben* (因明正理門論本, Taishō 1628), and another by Yijing 義淨 (635–713 CE), *Yinming zhengli men lun* (因明正理門論, Taishō 1629). Although these two versions stand extraordinarily close to each other, their relationship has been understood by scholars in different ways. Some see Yijing's version to be “a product of borrowing Xuanzang's translation,” while others consider his version “a kind of commentary” on the *Nyāyamukha*. To understand the relationship between these two translations, the present paper offers a survey of the textual transmission of Xuanzang's translation and analyzes four significant cases in terms of variant readings and quotations as found in fragments of Tang commentaries. This analysis has been based on a collation of Japanese manuscripts kept at Kongōji Temple 金剛寺 (Osaka) and Kōshōji Temple 興聖寺 (Kyoto), a so-called Kasugaban 春日版 held in the Tōyō Bunko 東洋文庫 (a woodblock print published at Kōfukuji that is dated 1222 CE), as well as three block print editions from the Second Goryeo, Fuzhou, and Qisha canons. A text-critical examination of these ten witnesses together with Yijing's version shows that there are two major textual traditions, namely, the text as found in sources transmitted in the tradition of Chinese woodblock editions, and the other as retained in Japanese sources. Dingbin 定賓, a Tang-Chinese commentator, saw the first as Xuanzang's “first translation” (*chuangyi* 創譯), and the second to be his own revision. Quotations from the *Nyāyamukha* indicate that the second tradition was the one predominantly utilized in the Tang-China commentaries by Xuanzang's direct disciples and other scholars. The theory of a distinction between a first and a revised version of Xuanzang is also corroborated by a comparison with parallel passages found in Dignāga's *Pramāṇasamuccaya* (集量論 *Jiliang lun*); here the revised version better represents Dignāga's intention than does the “first translation.” It will also be demonstrated that Yijing's version is based on this first version, albeit for unknown reasons. As an appendix, the present paper offers a diplomatic edition of the Kasuga version together with a list of 134 variant readings.

# 玄奘訳『因明正理門論本』の二つの本文系統について

室屋安孝

## 序

デイグナーガ (Dignaga 陳那、四八〇～五四〇頃) を始祖とする仏教論理学派の伝統は、南アジアにおいては主著『認識論集成』(Pramāṇasamuccaya、以下『集量論』) を通じてきわめて大きな思想潮流をもたらし、東アジアにおいては概説書『正理の門』(Nyāyamukha、以下『正理門論』) によって「新因明」の基礎的な枠組みがととのえられた<sup>①</sup>。漢語圏での主流を形成したのは、シヤンカラスヴァーミン (Saṅkarasvamin 商羯羅主、五〇〇～五五〇頃) による手引書『正理への入門』(Nyāyapravṛśaka、以下『入正理論』) であったが、佚文や経録などを通じて、韜晦な『正理門論』の研究が特に玄奘門下によっておこなわれたことが窺われる。

『正理門論』には漢訳として玄奘(六〇二～六六四)訳『因明正理門論本』(大正蔵一六二八番)と義浄(六三三～七一三)訳『因明正理門論』(大正蔵一六二九番)の二種がある。玄奘訳の成立年代は一般に六四九年(貞観二三年)といわれ、義浄訳は七一年(景雲二年)の成立とされる<sup>②</sup>。先行研究では、お

よそ六十年ほどの間において成立した両訳について解明すべきいくつかの問題のあることが指摘されている。特に義浄訳については、宇井伯寿氏が「異訳と称するは恐らく異例といふべきであり、甚だ奇である」と評するよう<sup>③</sup>に(以下、宇井1965)、玄奘訳との一致が極めて顕著であり、異訳としてどのように位置づけるべきか評価の分かれるところとなっている。

筆者は、義浄訳の成立には玄奘訳の成立の問題も関わっていたのではないかとこの視点から、それぞれの原典資料の調査を企図し、これまでの研究で用いられることになかった日本古写経や古版本といった新資料の分析をおこなってきた。現在までの調査から、日本伝存の玄奘訳には既知の刊本にはみられない固有の本文の認められることが判明している。小論では、玄奘訳と義浄訳の関係を新たな視点で問い直すことで玄奘訳の本文系統を検証し、その概略を報告したい。また玄奘訳の新資料の一つである春日版の解題と翻刻を附録とし提示し、諸対校本の校異一覧を付す。

(一) 二種の漢訳

すでに船山徹氏によって指摘されているように、先行研究では玄奘訳と義浄訳の関係について主に二通りの見解が提出されている<sup>④</sup>。一つは玄奘訳と義浄訳に本質的な差異を認めず、義浄訳を「玄奘訳の転用の産物」であるとするものと、他方は「注釈の一種」であるともみならずものである。後者の見解を表明した代表的な研究者として呂澂氏があげられる。呂氏は『正理門論』と『集量論』の比較対照を行った先駆的研究者の一人であり、蔵訳からの重訳を含む「集量論積略抄」(支那内学院『内学』四、一九二八、以下、呂<sup>⑤</sup>)も出版している。同氏が義浄訳を「注釈の一種」とみならず説明はデイグナーが論理学への深い見識をもつ学匠の見解として注目に値する。釈印滄氏との共著である『因明正理門論証文』(以下、呂・印滄<sup>⑥</sup>)の序文において、両氏は以下のように述べる<sup>⑤</sup>。

大藏中現存義浄所譯正理門論一卷、文同奘譯、僅篇首多有釋論緣起一段而已。此段末云、上來已辨論主標宗、自下本文隨次當釋。勘此殆係一種釋論、(奘釋題曰論本可知別有釋文)義浄試譯即輟、後人取足奘譯以為一本、錄家因以誤傳、大藏則又相沿而未改也。

呂氏および釈印滄氏の見解は、義浄訳冒頭の「釈論緣起」にあらわれる「自下本文隨次當釈」という表現にもとづいてみるとみられる。両氏の推測を敷衍すれば、義浄は正理門論注の翻訳を試みに始めたが、それも冒頭部分のみで未完のまま中断し、後代の人が玄奘訳論本と合わせ一つの訳本となるよう編集し、その会本が誤伝のために『正理門論』の翻訳として経録に記載

されてしまったということになる。呂氏らは根拠の一つに玄奘訳の末尾に付された「論本」字の存在をあげ、「論本」(いわゆる *mūla text*)は「釈論」を前提にした上で使用されるのが常であることも指摘する。このことは義浄訳が成立する以前の玄奘訳の経題は「\*因明正理門論」(以下、\*は想定本文)であり、義浄訳の対象は「\*因明正理門論積」であったが、釈論の翻訳が開された段階か、後代の会本版の成立、あるいは経録への記載にしたがって玄奘訳に「本」字が付加されたということになる<sup>⑥</sup>。

宇井氏は「本」字の問題に気づいていたが、義浄訳の「釈論緣起」の部分の位置づけは呂氏らとかなり異なった想定をおこなっている。同氏は「義浄は恐らく玄奘の訳本を取つて自己将来の梵本に照合して三百三十六字を加へまた頌曰論曰を附し、極めて少数の文字を変じたに過ぎなかつたであらう」と述べ、義浄が加えた「註釈的附加文」であるか、あるいは「註釈文の漏入」とみならず<sup>⑦</sup>。宇井氏が「釈論緣起」の部分の「漏入」を具体的にどのよう想定したのか定かでないが、義浄の梵本にみられた欄外注のようなものであったとすれば可能であったかもしれない。

義浄訳が義浄自身の釈論の翻訳と玄奘訳の会本であったのか、あるいは「註釈文の漏入」であったのか、現存する資料や類似した事例による傍証によってより信頼性のある推定を導くことはできないが、筆者は呂氏らの指摘は極めて重要であると考えている。「釈論緣起」にみられる「天授」(*de-vadatta*の義訳)や「悪叉波陀」(*akṣapada*の音訳)といった表現は梵語の原典が存在したであろうことを容易に想像させる<sup>⑧</sup>。

では、後代の編集時に義浄訳の底本とされた玄奘訳があったとすれば、それはどのようなものであったのか。大正大藏経の玄奘訳校勘記にみられる異

文(三九項目)は校本の伝承過程で生じうる過誤や修正にとどまり、それも義浄訳と調整可能なレベルであって、玄奘訳本文の伝承に大きな問題のあることを示してはいない。玄奘訳と義浄訳の相違は、編集の存在を予想させる「論曰」などの語が新たに導入されたことを除けば、本質的な異文はおおよそ三例にすぎない(玄奘訳『正理門論』1a11に対して二例、6a2に一例)。一方、日本に伝存する一次資料に目を向けた場合、管見では、これまでに認知されることのない別系統というべきものの存在が確認される。筆者がこれまでに調査した校本は、大阪府河内長野市の天野山金剛寺所蔵の古写本(以下、金剛寺本)<sup>10</sup>、京都市上京区の円通山興聖寺の古写本(以下、興聖寺本)<sup>11</sup>、また東京都文京区の東洋文庫所蔵になる貞応元年(一二三二)の刊記をもつ興福寺由来の古刊本(以下、春日版)<sup>12</sup>である。なお、筆者の調査は現在のところ日本伝存の古写経の一部に限定されており、日本伝存の資料全体についての概観を意図するものではない。<sup>13</sup>

以下のリストは、小論末の補遺「玄奘訳『因明正理門論本』の諸本校異一覧」に示した一三四例をもとに、日本伝存の資料三本にみられる「結合的異文」と「分離的異文」に焦点をあて、校異の状況をまとめたものである。<sup>14</sup>以下で用いる略号は、「剛」＝金剛寺本(玄奘訳)、「興」＝興聖寺本(玄奘訳)、「春」＝春日版、「大」＝大正大藏経所収の玄奘訳、「麗」＝高麗大藏経再雕本(玄奘訳)、「宮」＝福州開元禪寺版(玄奘訳、宮内庁書陵部蔵)、「三」＝大正大藏経所収の玄奘訳の校勘記に記載された宋・元・明の三本、「磧」＝宋版磧砂大藏経本、「浄」＝大正大藏経所収の義浄訳である。これらの刊本のうち筆者が新たに校合したものは、麗・宮・磧の三本であるが、麗本の本文系統の分析に必要な趙城金藏広勝寺本の玄奘訳は欠本である。大正蔵の玄奘訳に

言及する場合は頁・段・行数の順で記す(例えば1a8)。

#### 1 結合的異文

a 金剛寺本、興聖寺本、春日版(九例)：1a8, 1a9, 1a15(1), 1a20, 1c16(1), 1c16(2), 3a4, 5c19, 5c29-6a1

b 金剛寺本、興聖寺本(一一例)：1b17, 2b7, 2b27, 2c8-9, 2c22-23, 3c2-3c20(1), 4b13(1)(春の異文に一致), 5b3(麗), 5b17, 5b24(宮・三), 6a2(2)(麗)

c 興聖寺本、春日版(一例)：4c4(明)

#### 2 分離的異文

a 金剛寺本(一一例)：1a6(1), 1a6(2), 1a14-15, 1b17, 1b21, 1c10, 2a11(異文は麗に一致), 3a1, 3a3, 3a25, 3a28, 3b27, 3c20(2), 4a19-20, 4a20, 4a21, 4a24-25, 4a26, 4c21, 5a21, 5b3(2)

b 興聖寺本(三五例)：1a6(2), 1a18-19, 1a19, 1b8, 1c2, 1c19, 1c25, 2a15, 2a22(1), 2a22(2), 2b6-7, 2c20, 3b29, 3c6, 3c13(3), 3c16-17, 3c20(2),

3c29, 4a19(2), 4a24, 4a26-27, 4b10, 4b10-11, 4b13(2), 4b16, 4b23, 4c15, 4c24, 4c28, 5a9, 5b21, 5b25, 5b27, 5c6, 5c28

c 春日版(一三例)：1a25(異文), 2c12, 2c27(異文、麗), 3a24(異文、本文は麗に一致), 3b17, 3b21, 3b27(2)(異文), 3c13(1)(異文), 4a15, 4a19(1)(異文), 4b4(異文), 4b9, 4c23

本文の一致を示す箇所(結合的異文)のうち、三本にのみ固有なものは全部で九例あり、「校異一覧」のわずか七％ほどに過ぎない。これらは大正蔵本やその校勘記に報告される中国伝存の刊本や麗本再雕版(北宋系)、磧砂版(江南系)、福州開元禪寺版(江南系)にはみられないものである。上記リ

ストに含めてはいないが、日本伝存の三本の結合的異文と既知の刊本との異同の分布をみると、前者はある場合には江南諸蔵の刊本と一致し、ある場合には麗本と一致する。

この状況を写本系統学的な観点から分析すれば、諸本の相互関係についていくつかの可能性が想定される。例えば、日本伝存の諸本がいずれかの系統の刊本を濫本とした可能性や、北宋系諸蔵と江南系諸蔵の混態である可能性を想定しうるが、こうした可能性は排除されるとみてよい。麗本や中国伝存の刊本の一群（以下、刊本系）が結合的異文を示す箇所において、日本の伝本（以下、写本系）が別の異文を示し、しかもそれが玄奘門下の引用など七世紀ごろの唐代の典拠（testimonia）と一致する事例が複数確認されるからである。逆に、刊本系本文の結合的異文は七世紀ごろの唐代の文献に確認されない（例外的事例は注（25）を参照）。これは、写本系本文が刊本系諸本の成立する以前の形態をつたえる指標であると理解され（1a18-19, 1b2, 1c14-15, 2c2, 3a4, 3c22, 4a11）、刊本系の下位に位置する派生的本文でないことを推定する根拠になるものと考えられる。さらに別の可能性としては、写本系ではもっとも古い興聖寺本の書写された平安朝末までに日本で独自に成立した校訂本ではないかという想定もありえよう。『正理門論』には敦煌資料などの現存が知られておらず客観的な裏付けをとることはできないが、この可能性も排除されるとみてよい。次節で紹介する定賓疏の逸文から、写本系本文のうち少なくとも二例については、別個の「論本」に属するものとしてすでに唐代において認知されていたことが知られる。以上のことから、写本系三本には刊本系とは別の祖本（archetype）あるいは低位祖本（subarchetype）の存在することが推定される。

写本系三本の内的関係としては、金剛寺本と興聖寺本の結合的異文十二例のうち九例は固有の一致であり、写本系の下位に位置する共通の藍本の存在が推定される。その藍本と春日版との関係は明らかではない。補遺「諸本校異一覧」に収録した三本の分離的異文は筆者の校合結果のすべてではないが、総数六九例は全体の五一パーセントほどを占める。春日版の異文には金剛寺本と興聖寺本に共通の異文が転記されている例もみられる（6b13〔1〕）。これらの分離的異文によっていずれかの校本が別の校本を濫本とする可能性も排除されることになる。写本系諸本の結合的異文と分離的異文は、今後期待される写本調査と対校作業において各本との親縁性を推定する手掛かりになるだろう。

以下の考察では、写本系三本の結合的異文のうち、刊本系との本質的な相違をしめす事例をあげ、その精査によって写本系伝承の歴史的な意義を論じたい。

## 一 第一の事例 玄奘訳の「創訳」説と改定版

### （一）二系統の比較

まず最初に言及すべき事例は、『正理門論』の第一偈（1a8-9;〔浄〕6a17-18）の異文である。特に第二句と第三句に相違がみられ、諸本は以下のとおりである。

宗等多言説能立 是中唯隨自意樂 爲所成立説名宗 非彼相違義能遣  
〔麗、宮、三、磧、浄〕

宗等多言說能立 是中唯取隨自意 樂爲所立說名宗 非彼相違義能遣  
〔剛、興、春〕

両訳が相違する箇所を示した下線部分について、刊本系本文は一致して「唯」「所成立」に作るのに対し、写本系は「唯取」「所立」に作る。漢訳や梵文断片から再建（還元）される梵文（\*paksādivacanany aha sadhanam tarā tu svayam / sādhyatvaneṣṭaiḥ pako viruddharthanīkrtaḥ）からいえば、<sup>15</sup>両訳の相違は梵文にもとづくものではなく、漢訳に意味上の大きな差異もみとめられなく。

## (二) 定寶疏の記述

「理門論疏六卷」の著者として知られる定寶（八世紀前半頃<sup>16</sup>）が漢訳の相違について興味深い証言を残している。この定寶疏の佚文は奈良・平安初期の善珠（七二三～七九七）の『因明論疏明灯抄』（大正蔵二二七〇番、以下『明灯抄』）巻二本に伝えられるものである。

然『理門論』頌文二本。有論本云「是中唯隨自意樂 爲所成立說名宗」、有論本云「是中唯取隨自意 樂爲所立說名宗」。寶師云。有論本云「是中唯隨自意」等者、此是創譯。乍不審之錯破其句。三藏重詳改正、云「是中唯取」等。是正義也。（T68, 251c2-7）

定寶はここで第一の本文の場合に「錯破其句」の問題のあることを指摘する。その問題は「破句」に関わると想定されるが、具体的な内容は明らかにされていない。おそらく、刊本系でいう第二句末の「樂」字の位置に関係しており、「樂爲所成立」を一句として読むべきところに第二句末で形式上の

句切れの起こることが問題になっているものとみられる。「破句」を犯しているのは刊本系の本文であり、それは義浄訳の本文にも一致する。

一方、「正しい意味」（正義）を伝えるとされる第二の本文は、写本系の本文に一致する。第一の本文との比較で言えば、偈文の第三句において「樂爲所立」（\*sādhyatvaneṣṭaiḥ）が四言句として機能する。実際にデイグナーガの自注（vṛtt）の散文部分（長行）において「樂爲所立」（Ta16）の四字が引用されることからみても、デイグナーガが「樂爲所立」に定義文の一句としての役割を与え、「不樂爲能成立性」（Ta16-17）とこう働きを意図していることが確認される。『理門論述記』（大正蔵一八三九番）を著した玄奘門下の神泰によれば、「樂爲」の二字は疑似的証因・喩例を排除し（簡似因喩）、「所立」の二字は論証手段（能立）である証因・喩例を除外する役割をになう（簡真因喩）。自注部分の「樂爲所立」（Ta16）に諸本の異同はないが、「唯」もしくは「唯取」の文言の方は、諸本の二つの系統で再び分裂する。刊本系では「所言唯」（Ta15）、写本系では「言唯取」であり、いずれであっても各系統の前提とする偈文との矛盾はない。義浄訳（6014）は刊本系本文を示す。定寶の創訳説にしたがえば、「樂爲所立」への修正に応じて「唯」は「唯取」へと変更されたということになる。

定寶によれば、これらの変更によって成立した第二の本文は、玄奘がかつての錯誤を慎重に考慮してくわえた「改正」の結果であるといわれる。<sup>19</sup>たしかに、「破句」を回避しつつ定義上の役割という観点から「樂」字が「爲所立」と同一の字句の中にある方が望ましいのであれば、<sup>20</sup>文言の上でも偈文と自注の整合性は保たれることになる。<sup>21</sup>一方、刊本系の本文をみると、「樂」字の位置は第三句の「爲所立」よりも第二句の「隨自意」に近接することか

ら、「随意意楽」という四言句の形成を示唆するとも考えられる。実際に窺基(大乘基、六三三―六八二)は「楽」字の役割について『正理門論』にしたがった解釈の説明につき別の解釈を提示し、「楽」字を前後それぞれ別の字句と連関させる二種の解釈の可能性(楽者貫通上下)を紹介する。<sup>26)</sup> デイグナー自身も、後期の著作『集量論』第三章「他者のための推理」(Darśhānumāna 為他比量)の第二偈において主張の定義を改訂し、個々の文言の内的連関にも変更をくわえている。そこでは、svayam īśṭāṅ (立論者自らが意図したもの、\*随意意楽)は一句とされる。これは、主張内容に対して「論書(の定説)に依拠しない暫定的な承認事項の提示」(śāstrānapeksam abhyupagāman darsayati)という条件を設定するものであり、窺基の第二解釈に近似するものとも理解される。窺基がもし『集量論』の理論的変更を意識していたとすれば、その第二解釈によって後期デイグナーの意図と『正理門論』との会通をはかる意図もあったのかもしれない。

善珠と定賓の記述から導かれる知見をまとめると、以下の二点になろう。まず第一に、定賓が玄奘訳に二種の本文の存在することを認めていたということである。換言すれば、定賓が現在知られるような玄奘訳と義浄訳の二種の漢訳の独立性を意識していなかった、あるいは重視していなかったということでもある。第二に、二種の本文のうち最初の破句のものを「創訳」(最初の訳)と表現していることである。「創訳」が「初版」に相当するとみると、破句の問題を解決した第二の本文は「改定版」といえるかもしれない。刊本系の玄奘訳および義浄訳には、定賓の指摘する改定版の本文はみられないものの、玄奘門下の窺基などは改定版の本文を引用するので、<sup>25)</sup> 定賓の使用例が異例であるとはいえないだろう。

本文批判に対する定賓の精微な意識をつたえる別の事例が平安朝末の興福寺僧藏俊(一一〇四―一一八〇)によって報告されている。<sup>26)</sup> 『正理門論』の後半部を形成する「擬似的な論破」(論過類)の解説において、定賓はふたたび二種の「論本」に言及する。問題となる本文は、「如是過類足目所説、多分説爲似能破性」(5c19)と「如是過類似能破性、多分依彼足目所説」とである。前者は刊本系(麗、宮、三、磧、浄)、後者は写本系(剛、興、春)の本文となる。後者の存在は高麗藏や江南諸藏の諸本には知られない。<sup>27)</sup> 写本系本文は、玄奘門下の普光に帰せられる『対面三藏記』の佚文に引用され、同じく玄奘門下の浄眼の『入正理論後疏』において前提とされていると考えられるので、<sup>28)</sup> 玄奘門下で通用していた本文であるとみられる。定賓は、両本の解釈上の差異についても論ずるが、両本の文言は多少異なっても意味の上では同じである(此両本中文詞雖異、義実会同)と述べる。

本節で紹介した二件の事例において定賓の問題としていたのは、写本上の写誤といった写経生に由来する偶発的な現象にとどまらない、二種の「論本」に認められる系統的な差異であったのではないかと考えられる。二種の本文がそれぞれ刊本系と写本系に同じように分裂していたのが偶然の一致であったとは想像しがたい。写本系本文を引用する文献の種類から敷衍すれば、定賓のいう「改正」版の系統の方が玄奘門下で通用していた論本であったのではないかと推定される。

## 二 第二の事例 「不」字の有無

第二の事例では写本系と刊本系の系統のあいだで一文字の違いしかないも



の、『正理門論』の本文理解に関連するいくつかの問題が絡んでおり、写本系本文の性質を検証する上で意義があると判断される。問題となる本文は、正しい証因の満たすべき三条件のうちの第一相「主張主題の属性 (pakṣadharmā 宗法) であること」の説明に続くところである。<sup>29</sup> ここでは、いわゆる主題所属性をみたさないものは証因としては不成立であるという意味において疑似的証因 (hetvābhāsa 似因) とされ、四種の不成立因 (asiddha 不成) が説明される。<sup>30</sup> 以下では特に「立論及敵論者決定同許」(Ib11) の条件、すなわち、証因の第一相「主題所属性」は立論者と対論者の双方が決定して承認する必要のあることが問題とされており、それに違反する場合として不成立因の第一「論者双方にとつての不成立」(ubhayaśiddha 両俱不成) がとりあげられる。

## (一) 二系統の比較

まずは、日本に伝承された本文と大正蔵の本文 (Ib17-18: [淨] 6c15-16) を比較して、その違いを確認したい。

由是若有彼此不同許、定非宗法。如有成立聲は無常、眼所見故。〔麗、宮、三、磧、淨〕<sup>32</sup>

由是若有彼此同許定非宗法、如有成立聲は無常、眼所見故。〔剛(?)、興、春、〔同〕字剛本作〔因〕〕

二本の相違は、表面上は「不」字の有無であるが、内容上は文構造の理解にもかかわる差異である。文構造の面からいえば、刊本系は「若有彼此不同許」という条件節(おそらく「\*定宗法」のような内容を補う)と「定非宗法」

という帰結節とによって構成される。金剛寺本の「同」字を「因」字の誤写とみなせば、写本系は同本であり、「若有彼此同許定非宗法」を一つの条件節として読むことになるが、その場合は何らかの帰結節が省略されているとみなされる。次節で紹介するように、神泰疏は帰結節として「其因即不成」を補っている。一方、刊本系本文にはこのような帰結節不在の問題はない。

『集量論』に並行箇所があり、その記述は概ね『正理門論』を基礎にしていることがわかる。両者は文言レベルで完全に一致する並行文ではないが、一見すると『集量論』の表現は刊本系本文に近似している。『集量論』においてデイグナーガは、「(一) (他者のための推理) では、意味上「論者の」双方にとつて反対(主題所属性の不決定)である場合には、証因であるとは認められない」(PSV [K]: 'dir shugs kyis gnyi ga la zlog pa ni gran tshigs nyid du mi 'dod ge) と述べる。<sup>33</sup> 『集量論』の文構造は条件の処格をともなった単文であり、『正理門論』と比較すると、刊本系本文の帰結節「定非宗法」と『集量論』の gran tshigs nyid du mi 'dod (\*hetur neṣyate: PST B.119b1: neṣyate hetuh) とが対応するとみられよう。

しかしながら、この対応には疑問の余地もある。『正理門論』における証因の説明のはじめに述べられるように、証因の第一相に関してデイグナーガは「正しい証因、もしくは疑似的証因は、概して、主張主題の属性である」(Ib11: 因與似因多是宗法) と表現しており、<sup>34</sup> それは間接的には「主張主題の属性でないものは証因として成立しない」ということを意味している。その場合、「証因」と「主題所属性」という二つの概念は無条件に同義ではなく、「立敵共許」の条件を媒介してはじめて論理的に等価となるとするのが第一

の不成立因の説明における趣旨である。刊本系の帰結節「定非宗法」が『集量論』の \**netur nesyaṭe* に対する忠実な翻訳であると必ずしもいえない。しかも刊本系本文の漢訳をそのまま理解したときの「主題所属性を両者が認めなければ、決して主題所属性ではない」という意味内容には同語反復の恐れもある。このような論理上の問題点は写本系本文にはみられず、後者にデグナーガの趣旨からの逸脱はみられない。

## (二) 神泰の引用する本文

「両俱不成」を扱う該当箇所は、唐代の正理門論疏に引用されており、その前提とする本文を検証することができる。神泰は『理門論述記』のなかで以下のように注釈する（太字は『正理門論』の本文に一致する箇所、傍線は筆者による強調）。

論「由是」至「見故」者、由是若彼此立敵俱不許有此因義、其因即不成。<sup>①</sup>  
欲反顯要須共許有此因義、其因即成也。由有此意故、遂明四不成過。此即兩俱不成。謂如立「聲是無常、眼所見故」。<sup>②</sup>此眼所見、彼此俱不許聲宗上法。故言「彼此同許非宗法」也。餘文可解。<sup>③</sup>（T4. 81a20-25）

末尾の下線部「故言『彼此同許非宗法』也」における「故言」という表現を重視すれば、神泰は「若有」彼此同許「定」非宗法」の方の本文を前提としていたと推定される。それは写本系に一致しており、写本系本文の玄奘門下における正統性を示すものと理解される。前述のように、「若」節の帰結節には「其因即不成」が補われている。一方、神泰疏には、刊本系本文の「若有彼此不同許、定非宗法」に類似する「若彼此立敵俱不許有此因義」と

いう表現と、「彼此俱不許聲宗上法」も現れる。いずれにも共通する「俱不許」という表現は、一見、刊本系の「不同許」を前提とするかのようにもみえるが、神泰が趣旨説明をしているともみなしうる。

## 三 第三の事例 六字の相違

第三の事例では、写本系と刊本系本文の顕著な相違を考察する。文脈は、「正しい証因の三条件」を説明した後で、第一相「主題所属性」を満たさない証因が実際に論証式に用いられる事例があるのではないかという反論を予想して、その是非を論じるところである。特に、証因に「不都合の帰結」(Draṣṭā) という帰謬法の表現を含む論証式が問題とされる。背景には、音声の恒常性を立論するミーマンサー学派 (Mīmāṃsā 声論派) と、音声の無常を論証するヴァイシェーシカ学派 (Vaiśeṣika 勝論派) の著名な論争があり、ここで帰謬法によって反駁をおこなうのはヴァイシェーシカ学派である。デグナーガにとっては、帰謬法の表現を理由部分にもちいるヴァイシェーシカ学派の論証式は有効なものではなく、「反駁、指斥」(\**parihāra*) の一種とみなされる。

## (一) 二系統の比較

以上の内容を踏まえ、以下に二本 (c14-16〔浄〕T412-14) を比較する。

此説彼過由宗因門、以有所立說應言故。以先立常無形礙故、後但立宗斥彼因過。〔麗、宮、三、磧、浄〕<sup>④</sup>

此説彼過由因宗門、以有所立説應言故。以先立常無質礙故、後約因宗以斥彼過。〔剛、興、春〕

本文批判上の争点となるのは下線部で、刊本系の「後但立宗斥彼因過」と写本系の「後約因宗以斥彼過」との二種の本文が対立している。刊本系の「後但立宗斥彼因過」ならば、内容は「後主張はただ主張のみを立てて、前主張の証因に過失があると反駁している」と理解される。<sup>37</sup> 写本系の「後約因宗以斥彼過」ならば、「後主張は証因と主張とに関して前主張に過失があると反駁している(にすぎない)」という理解になり、デイグナーが対論者(後主張)の論証式を第一の「因門」と第二の「宗門」による帰謬法を含む反駁にすぎないと総括していることになる。

二種の本文の妥当性の判断には本文解釈が密接にかかわっている。<sup>38</sup> 第一の「因門」とは、立論者(ミーマーンサー学派)の「音声は形態をもたないから」(c16:無形礙故)という証因に関して、対論者(ヴァイシェーシカ学派)が「形態をもたない運動なども恒常になってしまうという不都合が生じるから」[音声は恒常ではない] (c17:業等應常故)と反論するものである。第二の「宗門」とは、立論者の「音声は恒常である」という主張に関して、対論者が「音声は恒常であれば恒常的に知覚されることになってしまうという不都合が生じるから」[音声は恒常ではない] (c13:14:常応可得故)と反論するものである。対論者は、立論者の証因と主張から導かれる二種の帰謬によってその論証の誤謬を間接的に論証しようとしている。このような説明は刊本系本文ではなく、写本系の「後約因宗以斥彼過」に反映されていると考えられる。上記の議論には『集量論』に対応箇所がある。刊本系の「以先立常無形礙故、後但立宗斥彼因過」は、一見すると、『集量論』の「前者では「立論者

の」形態をもたないから恒常であるという「論証式を」暫定的に認めることによって反駁が述べられるが、こちら(後者)では主張のみを通じてである」(PSV [K]: sngar ni lus can ma yin pai phyir rtag pa nyid khas blangs nas lan brjod pa yin la 'dir ni dam bca' ba tsam gyis yin no ㉓)に対応する。<sup>39</sup> 「後但立宗斥彼因過」部分との対応関係でいえば、「後」が「こちらでは」(di)に、「但立宗」が「主張のみを通じて」(bca' ba tsam gyis)に、「斥」が前半部分の「反駁」(an)に対応する。写本系本文には「主張のみを通じて」(bca' ba tsam gyis)にあたる表現がみられない。刊本系の方が『集量論』を反映しているかのような印象がえられよう。しかしながら、『集量論』の表現を仔細に比較すると『集量論』にもとづくデイグナーが説の理解からやや乖離する恐れもあり、「立宗」と「斥彼因」(因門)との組み合わせの関係が問題となる。紙幅の都合で解釈の詳細には立ち入らないが、『集量論』の di (こちらでは、後者では)は対論者の反駁でつかわれる第二の理由をさしており、これは「主張」の過失を指摘する「宗門」であって「因門」ではない。すなわち『集量論』の解釈は刊本系本文に基づき説明とは異なっている。『正理門論』の原文が『集量論』と同一であったとすると、原文に忠実な漢訳であるといえないだろう。

## (二) 写本系本文の正統性

玄奘門下による正理門論注はほとんどが散佚してしまっているが、未完ながらも残存する『理門論述記』における神泰の引用は写本系本文を支持することが確認される。

論此說至彼因過者、述曰、此論主通難。此是勝論、說彼聲論過、由約  
① 因爲門及宗爲門、以立論者先有所立、復敵論者、說應言難也。業等應常、  
說應言故。故知是說彼過言也。以先聲論師對勝論立「聲是常宗。無形質  
② 故因。猶如虛空同喩」。後時勝論約因宗門以斥彼過。若汝言「無形質爲因  
③ 故」、徳句中聲是常者、第三業句等無形質亦應是常也。又汝先立宗、云  
「聲是其常」、今又約彼宗門以斥彼過、云「聲若是常者、常應爲耳識得」。  
今既共不常聲不常爲耳識得故。故知聲非是常。(T44, 83a28-83b9)

神泰の注釈の中に刊本系の「後但立宗斥彼因過」の軌跡を追うことはむずかしい。太字部分の「後」「約因宗」「以斥彼過」によって神泰の前提とする『正理門論』の本文を再構成すれば、写本系の「後約因宗以斥彼過」であったことが推定される。神泰の理解によれば、「以先立常無質礙故」(写本系)の「前」はミーマーンサー学派をさし、続く「後」がヴァイシェーシカ学派をさすので、『集量論』の *sugar* (\**pūrvasmin*)、*dir* (\**atra*) に期待される解釈とは異なっている。『集量論』の解釈は神泰に未知であったか、『正理門論』が『集量論』とは別の原文であった可能性も疑われるだろう。さらに別の可能性として、『正理門論』と『集量論』の原文が同一であったと推定して、定賓が「創訳」から「正義」への改正について述べた第一の事例のように、一見『集量論』の表現に近似する刊本系本文がはじめに成立し、その後、訳者による内容の吟味を経由して、ディグナーガの理解と矛盾しない写本系本文に変更されたのではないかという想定も成立するだろう。<sup>④</sup>

#### 四 第四の事例 「遮遣」か「不遮」か

本節で考察する事例は、正理門論の第十四偈 (3a27-28 [浄] 8a22-23) の文  
言にかかわっている。議論は、喩例支における主張主題との相違性にもとづ  
く喩例 (*vaidharmyadistānta* 異法喩) の定式化をあつかう文脈である。ディグ  
ナーガは、定式化に際しては論証されるべき属性(所立)と証因とが「不可  
離の関係にあること」(「不相離性」3a9, 3a21)を示さなければ正しい論証支と  
しての有効性は認められないと説明する。当該の第十四偈は漢文資料に引用  
がみられないので、玄奘門下の前提とした本文を確認することはできないが、  
『集量論』第四章「喩例及び擬似的喩例」の偈頌と同文であるとみられ、両  
者の比較によって検証することができる。

#### (一) 二系統の比較

若因唯所立 或差別相類 譬喩應無窮 及遮遣異品〔麗、宮、三、磧、  
⑤ 浄〕

若因唯所立 或差別相類 譬喩應無窮 及不遮異品〔剛、興、春〕

二本の相違は基本的に「不」字の有無にあり、刊本系本文は「遮遣異品」  
(異類から排除されること)であるのに対して、写本系本文は「不遮異品」(異  
類から排除されないこと)となっている。「不」字の可否の判断には、ディグ  
ナーガの趣旨の理解が前提となるが、問題となる概念は正しい証因の第三相  
「論証されるべき属性が異類に決して存在しないこと」(異品遍無)にかかわ

る。写本系本文では否定辞「不」が明示されており、第三相に違反する過失を指摘する表現となり、刊本系は第三相の遵守を説く表現となっている。桂氏やトゥッチ氏の翻訳は『集量論』の並行箇所を考慮して「異類からの排除がみられなくなる」と否定辞を読み込み、写本系本文の理解を示しておられる。

(二) 『集量論』の並行文

上記「不」字の有無にかかわる本文批判の問題は、『正理門論』と同文と想定される『集量論』の蔵訳にも類似した形の対立がみられる。『集量論』の偈頌本文は注釈者ジネンドラブツデー (Jinendrabuddhi 七〇〇～七七〇頃) の『集量論複注』(Pranāsanamuccayatikā) の梵文写本に基づいて桂氏によって復原されている。諸本相互の関係が交錯しているため、以下にその還梵と蔵訳二本(K版とV版)を列挙する<sup>44)</sup>。

sahetoh sadhyamātrasya tadvisesasya vā mitau / nidarśanānavasthā  
syād vyāvrttiś ca vipakṣatah // (PS 4. 11ab)

gtan tshigs bcas pa'am bsgrub bya tsaam || de khyad par gyi dpe yin na ||  
dpe ni thug pa med pa dang || mi mthun phyogs las ldog med 'gyur || (PS  
[K])

ldog pa nman par brjod pa na || bsgrub bya sgrub pa'i gran tshigs sam || de  
yi khyad par yin yang rung || mtslung ston thug pa med par 'gyur || (PS  
[V])

『集量論』の還梵テキストの問題、ジネンドラブツデーの複注が前提とす

る本文の問題など、すでに桂氏によって詳細に論じられている<sup>45)</sup>。先述のように、偈文の第二句について二種の蔵訳は否定辞の有無に関して対立しており、一般に信頼性の高いとされるカナカヴァルマン (Kanakavarman) 訳 ldog med (\*vyāvrttiḥ na ca \*avyāvrttiḥ) には否定辞が認められるが、ヴァスタラクシタ (Vasudharakṣita) 訳 ldog pa (\*vyāvrttiḥ) には否定辞が認められない。北川氏と同様、桂氏は『正理門論』と『集量論』の両方において否定辞を読み込んだほうが理解しやすいと述べるが、還梵はジネンドラブツデーの注釈「異類からの排除が示されるべきである」(vyāvrttiḥ vipakṣato vacya) を重視し、否定辞のない本文(すなわち vyāvrttiḥ) によって復原される<sup>46)</sup>。桂氏の還梵テキストはさらにジネンドラブツデー自身による引用にも依拠しており、これによってジネンドラブツデーの前提とする『集量論』本文が否定辞のないものであったことが確定される。復原されたテキストは『正理門論』の刊本系本文の正当性を支持するといえよう。

デイグナーはまた『集量論』の自注部分で偈頌に対する説明をおこなっており、「不」字の有無について二重の可能性が示されているとみられる。自注部分には「それゆえ虚空など」の異類「から所作性」という証因<sup>47)</sup>の排除が明示されるべき (\*upadarśya) であるが、「明示されては」なら (\*na cāstū) (PSV [K]) といった表現がみられる<sup>48)</sup>。この自注を先の漢訳本文の二種の系統に関連づければ、「排除が「明示されるべきで」ある」という前半部分は刊本系本文「遮遣」と、「排除が「明示されてい」ない」という後半部分は写本系本文「不遮」に合致するとみることができる<sup>49)</sup>。カナカヴァルマン訳と一致する『正理門論』の写本系本文がデイグナーの意図を反映していないとは必ずしもいえない。

## 結 語

小論では、これまで玄奘訳『正理門論』の本文批判に用いられることになった新資料を用い、大正蔵に代表される刊本系本文と日本古写経などにみられる写本系本文の顕著な相違をとりあげ、デイグナーガの代表作である『集量論』や唐代の正理門論疏の佚文との比較をおこなった。新資料としては、金剛寺本と興聖寺本の二種の古写本、および興福寺開版になる春日版の三本に焦点をあて、これらに共通する本文、すなわち、結合的異文を示す九例のなかから四件の事例を精査し、一件の類似例(第一節を参照)にふれた。これらの異文には一文字レベルの差異のものもあったが、写本の伝承上の問題には帰せられないものであり、一例を除き、解釈上の本質的な差異を呈するものである。

第一節で考察した二例を含め、四件の事例(第二節、第三節を参照)においては、写本系本文が玄奘門下の注疏における引用と一致する事実を確認した。これら以外であっても、本文理解にそれほど顕著な差異をもたらさない写本系の異文が玄奘門下の引用と一致する事例がみられることから、写本系諸本はこれまで認知されることのなかった玄奘訳の新たな系統を保存する資料であると言及できよう。換言すれば、写本系本文とは、玄奘門下で正統性をみとめられた本文の系統であったであろうことが推察される。写本系本文はたとえば慧沼(六四八―七一四)の引用に一致する事例もみられる。慧沼は義浄の訳場に証義として参加したことも知られるので、玄奘訳の利用の実際を熟知し、義浄訳の成立を何らかの形で見聞した可能性もあるだろう。

小論ではまた、刊本系と写本系本文にもとづく解釈上の違いを考察するために、後期デイグナーガの『集量論』にみられる並行文との比較をおこなった。『集量論』は蔵訳でしか現存せず、サンスクリット語本文の復原が進行中である。<sup>51</sup>『集量論』の本文伝承の問題をふくむものの、『正理門論』の刊本系本文が『集量論』の還梵に一致しており原典に忠実な翻訳であると判断されたのは、第四の事例のみであった(第四節を参照)。それ以外では、刊本系本文が表現上は『集量論』の並行文に近似あるいは忠実であるという印象を与えるものであったが、理論面ではデイグナーガの記述を正確に反映するかどうか疑われる事例であると考えられた(第二節および第三節を参照)。その場合、初見では刊本系本文は『集量論』の文言の翻訳であつてもよいとみなしうるが、文言は異なつても、写本系本文の方がデイグナーガの意図をより適切に反映していると判断することもできる。このような側面についていえば、義浄訳の存在に言及しない定賓疏の記述は、第一の事例において言及した八世紀唐代の証言ではあるものの、定賓が刊本系本文を「創訳」であると評した記述がある程度ながら追認することができたのではないかと考えられる。定賓は玄奘門下ではなく、特に史的証言の信憑性には細心の注意を払うべきであるが、<sup>52</sup>現在では散佚した玄奘門下の正理門論疏を参照していたとみられるので、その記述には一定の蓋然性をみとめることもできよう。

呂澂氏らが述べたように、もし現存する義浄訳が後代の編集による産物であつて玄奘訳と未完の釈論との会本であつたと仮定すると、その編集は経蔵などで利用可能であつた「創訳」の方を底本としたか、あるいは二本あつても「創訳」を底本として選択したという事態も想像される。高麗本、江南諸蔵の諸本に確認されるのが「創訳」の方であつたということによって、義浄

訳の成立が刊本系本文に正統性を付与する契機になったと仮定することもできるかもしれない。中国伝存の刊刻大藏経に保存される玄奘訳を除き、先述の定賓は玄奘訳のいわば初版本の存在をしろ稀有な証人といえる。今後、未調査の玄奘訳の古写本中に「創訳」版が発見される可能性もあるだろう。春日版が慈恩大師を始祖とする法相宗の系統の興福寺で開版されたこと、同版が玄奘門下で正統性を付与されていた改正版の系統であったことと、なんらかの関連性があったのだろうか。その一致はまた、写本系本文が中国伝存の刊刻大藏経に保存されなかったこととにか関連しているのだろうか。玄奘の「創訳」や義浄訳の成立をめぐる諸問題の検証には、小論で扱わなかった義浄訳の伝承の実態調査などもふくめ、残された課題は多い。これらの解明のためにも、古写本として残る玄奘訳の索求は継続しておこなわれる必要があり、義浄訳についても今後の調査と研究が俟たれている。

#### 一次文献の主な略号

- 興 玄奘訳『因明正理門論本』、興聖寺一切経、通番号 一一八六六  
剛 玄奘訳『因明正理門論本』、金剛寺一切経、国際仏教学大学院大学図書  
館所蔵のデジタル版 0724-001番  
三 玄奘訳『因明正理門論本』大正蔵一六二八番、校勘記の宋・元・明本  
春 玄奘訳『因明正理門論本』、東洋文庫所蔵春日版、旧岩崎文庫貴重書、  
貴二・C・b・1  
正理門論 玄奘訳『因明正理門論本』あるいは Nyāyamukha (Dignāga)  
浄 義浄訳『因明正理門論』大正蔵一六二九番、第三二卷

碩 玄奘訳『因明正理門論本』、延聖院大藏局編『宋版磧砂大藏経』（新文豊出版）所収、六二三番、第一七冊

大 玄奘訳『因明正理門論本』大正蔵一六二八番、第三二卷

大正蔵 高楠順次郎・渡辺海旭（都監）『大正新脩大藏経』、大正一切経刊行会、一九二四～一九三二（大正蔵からの引用には原則としてTの略号をともなう巻数のあとに頁・段・行数を記載）。本文および頁数等は電子版「SAT大正新脩大藏経テキストデータベース」  
(<http://21dzkl.u-tokyo.ac.jp/SAT/index.html>)による。

中華大藏経 『中華大藏経（漢文部分）』中華書局、一九八七

卍続蔵 蔵経書院影印版『新編卍続蔵経』、新文豊出版（卍続蔵からの引用には原則としてXの略号をともなう巻数のあとに頁・段・行数を記載）。本文および頁数等は電子版「中華電子仏典協会（CBETA）」(<http://tripitaka.cbeta.org/>)による。

宮 玄奘訳『因明正理門論本』、福州開元禪寺版、宮内庁書陵部蔵、第二七一帖、電子版「宮内庁書陵部収蔵漢籍集覧—書誌書影・全文影像データベース」([http://db.sido.keio.ac.jp/kanseki/T\\_bib\\_frame.php?id=007075-2716](http://db.sido.keio.ac.jp/kanseki/T_bib_frame.php?id=007075-2716))

麗 玄奘訳『因明正理門論本』、高麗大藏経（東国大学経院、一九七五）所収、六〇六番、第一七卷

D sDe dge edition: *sDe dge Tibetan Tripitaka, Estan hgyur-preserved at the Faculty of Letters, University of Tokyo*, ed. by J. Takasaki, Z. Yamaguchi and Y. Ejima. Tokyo: Sekai seiten kankō kyōkai, 1977f.

- Kitagawa 1965 Tibetan translations of the *Pramāṇasamuccaya* and its *Yrti*, ed. H. Kitagawa, in: 北川 (1965)
- P Peking edition: *The Tibetan Tripitaka. Peking Edition. Reprinted under the Supervision of the Otani University, Kyoto*, ed. by D. T. Suzuki, Tokyo-Kyoto: Tibetan Tripitaka Research Institute, 1955–1961.
- PS *Pramāṇasamuccaya* (Dignāga).
- PST *Pramāṇasamuccayaṭīkā* (Jinendrabuddhi).
- PST B Manuscript B of the PST; see *Jinendrabuddhi's Viśālamāvati Pramāṇasamuccayaṭīkā, Chapter I*, ed. E. Steinkellner, H. Krasser, and H. Lasic, Beijing-Vienna 2005, part II: "Manuscript Description" by Anne MacDonald.
- PST (T) Tibetan translation of PST by (dPan lo) Blo gros brtan pa: Derge edition, Tohoku no. 4268, Tshad ma, Ye 1-314a7. Peking edition, Otani no. 5766, vol. 139, Re 1a1-355a8.
- PSV *Pramāṇasamuccayavṛtti* (Dignāga).
- PSV (K) Tibetan translation of PSV by Kanakavarman and Mar thung Dad pa'i shes rab. Peking edition, Otani no. 5702, vol. 130, Ce 93b4-177a7.
- PSV (V) Tibetan translation of PSV by Vasudhararakṣita and Zha ma Seng ge rgyal mtshan. Derge edition, Tohoku no. 4024, Tshad ma, vol. 1, Ce 14b1-85b7. Peking edition, Otani no. 5701, vol. 130, Ce 13a6-93b4.

【付記】

写本および版本の閲覧に際しては、国際仏教学大学院大学図書館、東洋文庫

ライブラリよりご便宜を戴いた。国際仏教学大学院大学教授落合俊典先生には興聖寺本の閲覧のために格別のご高配を賜った。『集量論』三章及び四章については、広島大学および龍谷大学名誉教授桂紹隆先生と國學院大学助教渡辺俊和先生より未出版の校訂本およびご翻訳研究の参照のお許しを賜った。草稿の口頭発表時には、台湾国立政治大学教授林鎮國先生、桂紹隆先生、筑波大学教授小野基先生、花園大学教授師茂樹先生、復旦大学講師湯銘鈞先生ほかご出席の諸先生方よりご教示を賜った。京都大学教授船山徹先生には構想の段階よりご教示を賜った。ここに記して深く御礼申し上げる。なお、本稿は、『因明正理門論』密集講座（台湾国立政治大学、二〇一七年五月一日）、「第五回因明科研究会」（東京学芸大学、二〇一八年三月三日）における口頭発表時の配布原稿に基づく。本稿はオーストラリア学術研究助成基金（FWF）P27863-G24、JSPS科研費（B）18H00609の研究成果の一部である。

注

(一) ティンナーガの著作のごくつは Masaki Hattori, *Dignāga, On Perception, being the Pratyakṣaparicheḍa of Dignāga's Pramāṇasamuccaya from the Sanskrit fragments and the Tibetan versions* (Cambridge, Mass. 1968, Introduction, "Dignāga and His Works"、Zin Hattori 1968), Vincent Eltschinger, Dignāga (in: J. A. Silk, et al. (eds.), *Brill's Encyclopedia of Buddhism*, vol. II: Lives, Leiden/Boston 2019, 179-185) を参照。音訳「陳那」のごくつは何歎歎「『陳那』の名称に関する考察」(『国際仏教学大学院大学研究紀要』二一・二〇一七、一六三―一八二) を参照。

(二) 玄奘の訳業の年譜のごくつは、楊廷福『玄奘年譜』（中華書局、一九八八、以下、楊一九八八）二四一頁、桑山正進・袴谷憲昭『人物 中国の仏教 玄奘』（大蔵出版、二〇〇〇年新訂版）二五四―二五五頁などを参照。義浄訳のごくつは、王邦維校注『南海帰内法伝校注』（中華書局、一九九五）三〇頁などを参照。玄奘訳の成立年に諸異説のあることについては、宇井伯寿『印度哲学研究



第五』(岩波書店、一九六五、初版は甲子社書房、一九二九)五〇八〜五二〇頁、羅炤『玄奘訳《因明正理門論本》年代考』(『世界宗教研究』二、一九八一、二九〜三六)、後藤康夫「東アジアにおける因明論義展開の起点としての『因明入正理論』について―附・興聖寺本翻刻―」(『龍谷大学アジア仏教文化研究センターワーキングペーパー』一八・八、二〇一九、九六〜一二五、特に一一〇頁注一二、以下、後藤二〇一九)などを参照。羅氏は『大慈恩寺三藏法師伝』(大正蔵二〇五三番)に依拠して永徽六年(七五五)説を採用する。また米田雄介氏は玄奘が永徽六年に再度翻訳をした可能性にふれ、『大慈恩寺三藏法師伝』卷八の「又訳理門論」(T50, 262b9-10)を根拠に「改めて翻経を行ったと解釈することが出来る」と述べる。同氏「聖語蔵経巻と玄奘三蔵」(『正倉院紀要』二三、二〇〇一、一〜一九)一三頁を参照。善珠は貞観二二年説に言及するが、それは経録などに確認されず、どのような伝承にもとづいているのか興味深い。『因明論書明灯抄』(大正蔵二二七〇番 第一本「勅於西京弘福寺翻譯。二十二年戊申之歲六月十五日譯『因明入正理論』及『因明正理門論』」(T88, 201b25-28)。

(3) 字井「因明正理門論解説」(1965: 505-694) 五一〇頁を参照。

(4) 船山徹「漢訳」と「中国撰述」の間―漢文仏典に特有な形態をめぐって―『仏教史学研究』四五・一、二〇〇二、一〜二八)二七頁注一九およびその参考文献を参照。拙稿『因明正理門論』の梵文断片をめぐって(『インド論理学研究』一〇、二〇一七、九三〜一四〇、以下、室屋二〇一七)九四頁注五も参照。なお、ポタラ宮に現存するという『正理門論』の梵文原典については、拙論(二〇一七)一一二〜一一三頁注六八を参照。

(5) 呂澂・釈印滄「因明正理門論本証文」(支那内学院『内学』四、一九二八、再録『仏教邏輯之發展』、台北、大乘文化出版社、一九七八、後者は筆者未見)二頁を参照。呂澂氏の先駆的業績の評価については、John Makeham (ed.), *Transforming consciousness: Yogācāra Thought in Modern China* (Oxford 2014) 所収の以下の論考を参照。Dan Lusthaus, Lü Cheng, Epistemology, and Genuine Buddhism, 317-342 (chapter 10); Chen-Kuo Lin, The Uncompromising Quest for

Genuine Buddhism: Lü Cheng's Critique of Original Enlightenment, 343-374 (chapter 11).

(6) 同様の後代編集説をとるものに、虞愚「因明正理門論」(中国仏教協会編『中国仏教 第三輯』知識出版社、一九九二)二八〇〜二八三頁、沈劍英「因明正理門論譯解」(中華書局、二〇〇七)六〜七頁などを参照。義浄訳成立以前の経録のうち、例えば、道宣撰『大唐内典録』(大正蔵二二四九番、六六四年成書)卷六・歴代大乘蔵経翻本単重伝訳有無録では「因明正理門論 十二紙」(T55, 296a5)、卷八・歴代衆経見入蔵録では「因明理門論」(T55, 311b15)とあり「本」字はみられない。「本」字の出現は、智昇撰『開元釈教録』(大正蔵二二五四番、七三〇年編纂)卷十九・入蔵録上の「因明正理門論本一卷 三蔵玄奘譯一十五紙」(T55, 556c10)以降の経録に確認される。

(7) 字井(1965: 547)を参照。

(8) 『正理門論』の国訳を出版した小野玄妙氏も同様の立場をとる。同氏「因明正理門論本解題」(『国訳一切経 論集部一』大東出版社、一九三三)一二〜一三頁および同書「因明正理門論本」二二三頁を参照。

(9) 義浄訳の「釈論縁起」(T32, 6a19-6b9)は、『正理門論』の著作事由・端緒(\*sambandha 由緒)、教説対象(\*abhidheya 所詮)、著作の目的(\*prayojana 所為)を簡略に説明し、それに続いて、論書の冒頭にこのような要素を陳述すべきではないとする対論者との議論を紹介しており、六〜七世紀のインド思想を伝える重要な資料であると考えられる。ダルマキールティ以降のインド論理学派をはじめ論書一般に不可欠の主題となるこの議論については、船山徹「八世紀ナランダー出身注釈家覚え書き―仏教知識論の系譜―」(『日本仏教学会年報』六〇、一九九五、四九〜六〇)・Toru Funayama, "Arcata, Santaraksita, Jineन्द्रabuddhi, and Kamalasila on the Aim of a Treatise (śāstra)" (*Wiener Zeitschrift für die Kunde Südasiens* 39, 1995, 181-201)を参照。デイグナーガの『集量論』における同様の記述については、Hatori (1968: 73-74, nn. 1.1.1.2)・服部正明「仏教論理学派の宗教性」(前田専学編『インド中世思想研究』春秋社、一九九一、一五三〜

一六九頁)、片岡啓「Pranāsanuccyātikā ad 1.1 和訳」(『南アジア古典学』二、二〇〇七、一〇七九頁、特に一八〇二頁)、小野基「真理論—プラマーナとは何か—」(桂紹隆他編『シリーズ大乘仏教 第九卷 認識論と論理学』春秋社、二〇二二、一五五—一八八、特に一六一—一六四頁)などを参照。

(10) 国際仏教学大学院大学図書館所蔵のデジタル版0724-001番。書誌情報は『金剛寺一切経の総合的研究と金剛寺聖教の基礎的研究 研究成果報告書(第二分冊)』(平成一五—一八年度科学研究費補助金基盤研究報告書、二〇〇七)二三—四頁によれば、内題:因明正理門論本、外題:因明正理門論本、尾題:因明正理門論本、装丁:卷子、表紙あり、紐あり、軸なし、紙質:紙本墨書、時代:鎌倉中期、紙数一四、行数二九、字数一七、紙高二四・九糎、紙幅五三・六糎、界高一九・七糎、界幅一・八糎、天界二・三糎、地界二・九糎、訓点なし、印記なし、奥書あり「一校了」。

(11) 書誌情報は『興聖寺一切経調査報告書』(京都府教育委員会、一九九八)一六五頁によれば、通番号 二八六六、箱番号二六四、千字文「清」、番号一〇、首題「因明正理門論本一卷 大城龍菩薩造三藏玄奘詔訳」、尾題「因明正理門論本一卷」、法量二五・〇×九・二糎、全長七二五・二糎、界高一九・六糎、界幅一・八糎、紙数一四、第二紙二九、時代「平安」、奥書あり「一校了」。

(12) 春日版については「附録」の解題を参照。

(13) 国際仏教学大学院大学「日本古写経データベース」(<https://koshakyodatabase.ics.ac.jp>)によれば、玄奘訳は西方寺、妙蓮寺にも所蔵される(二〇一九年九月三〇日閲覧)。大正蔵『昭和法宝総目録』第一卷・大正新脩大藏經勘同目録(四三七頁)は醍醐三宝院所蔵になる貞応三年(一二二四)の刊本に言及するが、現在の所在は未確認。

(14) 本稿で用いる写本系統学の用語については、拙稿「漢訳『方便心論』の金剛寺本と興聖寺本をめぐって」(『日本古写経研究所研究紀要』一、二〇一六、一三—三四)と参照文献を参照されたい。

(15) 桂紹隆「因明正理門論研究「一」」(『広島大学文学部紀要』三七、一九七七、

一〇六—一二六、以下、桂 1977) 一〇九頁は、Jambūvijaya 師の還梵案とプラジュニヤーカーラグプタ (Prāṅkaragupta) による一部引用を紹介する。ただし本稿では一点変更し、第一句の「説」に三ではなく āra をあてる。この変更案は、二〇一七年八月に開催された第六回北京チベット学国際セミナー(中国蔵学研究中心)の折に賜った米澤嘉康先生のご教示による。米澤先生にはここに記して謝意を表す。

(16) 定賓の年代は師茂樹「相部律宗定賓の行状・思想とその日本への影響」(『戒律文化』二、二〇〇三、九五—一一二)九七頁を参照。定賓疏は散逸しているが、京都市右京区の五位山法金剛院に所蔵される章疏類の目録『大小乗経律論疏記目録』(平安時代の書写)によれば、三四〇紙をなす大部の注釈であったことが知られる。法金剛院蔵「大小乗経律論疏記目録」卷二下「因明疏合一百六部百二十四卷」(牧田諸亮監修・落合俊典編『七寺古逸経典研究叢書第六卷 中国・日本經典章疏目録』大東出版社、一九九八)三七四頁下段・第六三六行「理門論疏六卷 寶 三百冊」。同書中に解題を寄せた梶浦晋氏によれば、当該の章疏目録は法隆寺にゆかりの写本を記録したものとみられる。

(17) 「破其句」は本来すべきでない所で句切りをする「破句」の意に解した。「破句」とは『漢語大詞典』第七卷一〇二八頁「破句」の項によれば「指在不該断句的地方読断或点断」の意。同詞典は『五灯会元』卷十に出る瑞鹿遇安禪師(九九四—九九五)が「破句」によって悟りを得たという故事(原典は筆者未見)を引く。同様の記述は『万松老人評唱天童覚和尚頌古從容庵録』(大正蔵二〇〇四番) T48.284c14-17 などにも伝えられる。

(18) 『理門論述記』T44.782b5-26を参照。

(19) 別の文脈(後注52を参照)であるが、慧沼は『因明義断』(大正蔵一八四一番)において、呂才や文軌らが玄奘訳の「差別性故」を「差別為性」に改変しようとしたことに関して、本文の理解が正しくなるならば「翻訳の輩」が改正することは許されると述べ、それ以外の者が誤った解釈にたつて本文を安易に改変することを厳しく批判する。『因明義断』T44.145b26-28「若是翻譯之輩、可許義

正以改之、彼解疏尚破之、改論那宜遂許之。』(『明灯抄』卷二本 T68, 250a17-19 に引用される)。後藤(二〇一九・一〇四)も参照。

(20) 『正理門論』の別の箇所では、偈文の各句を横断する事例(例えば 4a1-2 の分別相似の定義)が見られるので、横断の問題が目下の事案においてどれほど重要であったのか定かではない。

(21) 『正理門論』の偈頌と自注部分の文言の整合性については、例えば 4b20(猶予相似の定義)が例外・反例となる可能性がある。それでも刊本系は分裂しており、写本系は江南諸蔵に一致する。

(22) 『因明入正理論疏』(大正二八四〇番) 卷上 T44, 100c21-27を参照。「附録」の注(6)も参照。

(23) 梵文断片については桂(1977: 112, n. 3)を参照。『正理門論』と『集量論』における主張の定義の変遷については小野基「ダルマキールティにおける主張命題の定義について」(『印度学仏教学研究』三四・二、一九八六、八五〇～八四七、特に八四九頁)を参照。

(24) 定實の用いる「創訳」は文脈上、既存の翻訳について用いられているので「最初の訳」と理解し、『統高僧伝』(大正蔵二〇六〇番、T50, 455a16「創開翻譯」)などから理解される「翻訳を開始する」の意をとらなかつた。後者の「創訳」の使用については、楊(一九八八・二一九)『大菩薩蔵経』の項にみられる。

(25) 窺基による第一偈の引用は『因明入正理論疏』卷上 T44, 94c5-7(此中唯取隨意 樂爲所立說名宗 非彼相違義能遣) および T44, 100b20-21(是中唯隨自意樂 爲所成立說名宗 非彼相違義能遣)を参照。ただし後者では大正蔵の本文は「此」を「是」に作り、「取」字を欠く「是中唯隨自意樂爲所成立」に作るが、中村元氏によって指摘されるように、『因明大疏』の寛文本、雲英本、『瑞源記』は「是中唯取隨自意樂」と「唯取」に作り、写本系本文に一致する。中村元氏は『因明入正理論疏』(『国訳一切経 論疏部二三』大東出版社、一九五八)七一頁注一八を参照。慧沼の『因明義断』T44, 144c16-17では、底本の「唯取」に対して「甲本」は「取」字を欠く。『理門論述記』には「言唯取等」(T44, 78a13)と

いう表現がみられるので、「唯取」を前提にしていたと考えられる。なお、『藏要』(第一輯第二十三種、一九三〇、支那内学院校刊)所収の玄奘訳は「所言唯」(一右)に作る。

(26) この定實疏卷六からの佚文は、『因明大疏抄』(大正蔵二二七一番) 卷二四(T68, 607a19-23 = 776b27-c1)を参照。

(27) 宇井(1965: 689)に注記されるように、写本系本文が江戸時代の刊本(宝永元年「一七〇四」京都土川宇平刊)にあらわれる。宇井氏は「寛永元甲申(一七〇四)歳」の刊行とするが、「寶永」の誤植であろう。土川宇平版の底本は不詳。

(28) 普光の佚文は『因明大疏抄』卷二四(T68, 607a11-15)を参照。浄眼疏の記述は語注を含む中に確認されるものであり、その本文は武邑尚邦氏の『因明学起源と変遷』(法蔵館、一九八六、以下、武邑一九八六)三二四頁四～一〇行におけるペリオ写本の翻刻を、校訂は沈劍英『敦煌因明文献研究』(上海古籍出版社、二〇〇八)二九三頁二〇～二五行を参照。『明灯抄』(T68, 432c21-26)には同文が典拠は示されずに引かれる。一方、元興寺明詮は『因明大疏裏書』(大正蔵二二七四番)において刊本系本文を引用する(T69, 167b1-2)。

(29) 北川秀則『インド古典論理学の研究—陳那(Dignāga)の体系—』(鈴木学術財団、一九六五、以下、北川1965)九六頁、桂(1977: 119, sec. 2)の解説を参照。

(30) 四種の不成立因とは『正理門論』の表現にしたがえば「彼此同許定非法」(1b17)、「敵論不同許」(1b18-19)、「猶豫」(1b19)、「有法不成」(1b21)の場合であり、玄奘訳『因明入正理論』(大正蔵一六三〇番)ではそれぞれ「兩俱不成」(11c13)、「隨一不成」(11c14)、「猶予不成」(11c15)、「所依不成」(11c16)に対応する。

(31) 『正理門論』1b11:「此中「宗法」唯取立論及敵論者決定同許」。梵文断片は pakṣadharmo vādīprativādinīscito grhyate である。訳注は桂(1977: 122, sec. 2.2) ほか Giuseppe Tucci, *The Nyāyamukha of Dignāga: The Oldest Buddhist Text on Logic after Chinese and Tibetan Materials* (Heidelberg 1930), p. 13 (པཱ་ཨ་

Tucci 1930), Tang Mingjun, A Study of Gomyō's "Exposition of Hetuvidyā": Text Translation and Comments (1) (Gregor Paul, ed., *Logic in Buddhist Scholasticism: From Philosophical, Philological, Historical and Comparative Perspectives*, Lumbini 2015, 255-350), pp. 291-295 を参照。

(32) 本文は、呂・印滄 (1928: 5, sec. 12 [32])、Tucci (1930: 14)、宇井 (1965: 565)、桂 (1977: 124-125, sec. 2, 3) を参照。

(33) 『集量論』の対応箇所は、PSV (K) P127b7-8 ad PS 3. 10cd-11ab (Kitagawa 1965: 481, 9-11); PSV (Y) D43a3, P45b8-46a1 (Kitagawa 1965: 481, 9-11) を参照。

和訳は北川 (1965: 153) を参照。『正理門論』との関係については、呂 (1928: 24, sec. 32)、Tucci (1930: 14-15, n. 27)、桂 (1977: 124, n. 1) を参照。

(34) 『集量論』の関連箇所と梵文断片については、宇井 (1965: 561)、桂 (1977: 119, n. 1) 及び岡崎康浩『ウッドヨタカラの論理学—仏教論理学との相克とその到達点—』(平楽寺書店、二〇〇五) 二七一頁注三八七を参照。

(35) 『因明入正理門論述記』(正統蔵 847 番) X53, 668b18-22 も参照。「校勘記」

① 「論」[大]、<sup>1</sup>「論」脱[統]。② 「眼」校者修正、「聞」[大、統]。③ 「解」

[大・甲本注「解力」]、<sup>2</sup>「餘」[大、統]。慧沼『因明義断』の引用も参照。[24, 146a8-10:「又『理門論』云。『是故此中唯取彼此俱定許義、則爲善說。由是若有彼此\*不同許定非宗法』(\*「不」字脱甲本)。大正蔵の底本は「勘同目錄」(四七五頁中〜下段、一八四一番)によれば、正治二年(一一二〇)に筆写された興

福寺所蔵の写本であり、甲本として正徳二年(一一七〇)に筆写された東大寺写本が用いられている。一三世紀初頭の興福寺写本の方が刊本系に一致し、一八世紀初頭の甲本が写本系本文に一致するのは興味深い。

(36) 「校異」①「宗因門」[麗]、<sup>3</sup>「因宗門」[剛、興、春、宮、三、磧、淨]。②「無形礙」[麗、宮、三、磧、淨]、<sup>4</sup>「無質礙」[剛、興、春]。本文は、呂・印滄 (1928: 6, sec. 19 [39])、Tucci (1930: 20, n. 39)、宇井 (1965: 577)、桂紹隆「因明正理門論研究」二二(『広島大学文学部紀要』三八、一九七八、一一〇〜一三〇、以下、桂 1978) 一一七頁を参照。「因宗門」について呂・印滄 (1928) は「因宗

門、集量云因及宗之門 gran-tshigs-dan (read dang) dam-beah-bahi sgo、謂合因與宗而說、其詞若因、其實則宗也」を注記する。

(37) 北川 (1965: 162, n. 268) は『但立宗斥彼因過』の一句は筆者には明らかではないので「引用者注: 集量論の」和訳はこの点にはとらわれなかった」と指摘する。

(38) 以下の解説は桂 (1978: 117-118) に基づく。

(39) 『集量論』の蔵訳は PSV (K) P129a3-4 (Kitagawa 1965: 485, 8-11; n. a. PSV [V]) を参照。訳注は呂 (1928: 26, sec. 39 [19])、北川 (1965: 161-162) を参照。

(40) 『因明入正理門論述記』X53, 670c21-671a7 も参照。「校勘記」①「論」[大]、<sup>5</sup>「論」脱[統]。②「彼因」[大・甲本注「彼因力」]、<sup>6</sup>「彼」[大、統]。③「業」[大・甲本注「業力」]、<sup>7</sup>「示」[大、統]。④「知」[統]、<sup>8</sup>「智」[大]。⑤「無」校者修正、「亦」[大、統]。⑥「斥彼」[大・甲本]、「彼斥」[大、統]。

(41) 浅見では、刊本系の「後但立宗斥彼因過」の本文がもしも「斥彼因過、後但立宗」(四言句の順序を逆にする)であったとしたら『集量論』の本文にやや接近する。

(42) 明代の王肯堂集釈『因明入正理論集解』(正統蔵八五七番、X53, 922b22) は刊本系本文によって引用する。

(43) 本文は、呂・印滄 (1928: 13, sec. 71 [90])、Tucci (1930: 47, n. 84)、宇井 (1965: 625)、桂紹隆「因明正理門論研究」四(『広島大学文学部紀要』四一、一九八一、六二〜八二) 七九頁第 57 節を参照。

(44) 還梵は Katsura Shoryu, "A Report on the Study of Sanskrit Manuscript of the Pramāṇasamuccayaṅkā Chapter 4: Recovering the Example Section of the Nyāyamukha" (『印度学仏教学研究』六四・三、二〇一六、一一三七〜一二四五、以下、Katsura 2016) 一一三九頁、PS 4, 10cd-11ab を参照。蔵訳は PS (K) P151b5-6 (Kitagawa 1965: 525, 8-11); PS (V) D62b3-4, P66a8-b1 (Kitagawa 1965: 525, 8-11) を参照。PS (K) の和訳は北川 (1965: 273) を参照。呂 (1928: 37, sec. 90 [71]) の解釈は PS (V) に準拠する。

- (45) Katsura (2016: 1239-1240) を参照。
- (46) 下に引用した『集量論複注』は偈頌の解説中にあらわれるので、偈頌に対する注釈であると理解される。PST B 181a3 ad PS 4. 11ab; PST (T) D225a6-7, P255b3 を参照。
- (47) 当該箇所は『集量論複注』第四章末尾にあたる (PST B 191a6-7; PST [T] D237b2, P268b4-5)。
- (48) 『集量論』自注部分の還梵\* upadarśya (nye bar bstan par bya ba) は PST B 181a6 (PST [T] D225b3, P255b7) の \* na cāsti (yod pa yang ma yin) は PST B 181a6-7 (PST [T] D225b4, P255b7) にみられる同一表現に依拠する。藏訳は PSV (K) P151b7-8 ad PS 4. 11 (Kitagawa 1965: 525, 15-526, 2); PSV (V) D62b5, P66b2-3 (Kitagawa 1965: 525, 18-526, 2) を参照。和訳は北川 (1965: 274) を参照。呂 (1928: 37, sec. 91 [70]) は当該箇所を含まない。
- (49) 別の可能性として、否定辞の有無を示す『集量論』の二種の蔵訳の問題は梵文写本の伝承に関わる問題であったかもしれない。例えば \*ca vyāvṛtīr vipakṣataḥ (PS [V]、PST、刊本系) あるいは \*cāvyaṅvṛtīr vipakṣataḥ (PS [K]、写本系) といった相違であったと推定することも不可能ではなからず。
- (50) 贊寧等撰『宋高僧伝』(大正蔵二〇六一番) 卷四・慧沼伝 (T50, 728c12)、川口高風「中国律宗と義浄の交渉」(『印度学仏教学研究』一三三・一、一九七四、三三二一-三三二五) などを参照。
- (51) 関連文献は室屋 (二〇一七・九三-九四) を参照。『集量論』第二章にのびる Horst Lasic, Dignāga and the Śāstītantra: Philological observations on a text criticized in the Pramāṇasamuccaya. in: Horst Lasic, Xuezhū Lǐ (eds.), *Sanskrit manuscripts in China II, Proceedings of a panel at the 2012 Beijing Seminar on Tibetan Studies, August 1 to 5, Beijing 2016* (2017), 155-172; Horst Lasic, "Dignāga on a Famous Sāṅkhya Definition of Inference" (*Wiener Zeitschrift für die Kunde Südasiens* 55-56, 2015-2018, 51-65) を参照。
- (52) 玄奘訳『因明入正理論』における「差別為性」(T32, 11b3-4) に関しつゝ

知られた論争についても、定賓が興味深い見解を残していることが定賓疏の佚文に伝えられる。「差別性故」を正文とする慈恩らと、「差別為性」という本文に修正しようとする呂才と文軌との間にその可否をめぐる論争があり、慈恩一門は文軌らを激しく批判する。この二種の漢訳の相違について、定賓は文軌らの改変が慈恩らの参照する梵本とは別の梵本にみられる異文に基づいていると説明するが(今詳梵本、蓋有兩異)、定賓の言及する二種の梵本についての詳細は知られていない。『明灯抄』卷二本 (T68, 250a2)、『因明大疏抄』卷八 (T68, 473b27-28) を参照。今詳梵本、蓋有兩異」という表現の理解については、今は善珠の「若依賓意、有二梵本」にしたがった。『明灯抄』卷二本 (T68, 250b5)、『因明大疏抄』卷八 (T68, 473c16) を参照。「差別性故」をめぐる論争については、武邑 (一九八六・二二二-二二六)、後藤 (二〇一九・九五-一二五) などに詳しい。関連する二次文献も紹介される後藤氏は「今詳梵本、蓋有兩異」について「玄奘の訳し直し」の可能性も指摘される(一二二頁注二四)。

〔公財〕東洋文庫蔵春日版『因明正理門論本』の解題と翻刻

はじめに

小論で紹介した春日版『因明正理門論本』とは、日本唯識法相宗の奈良興福寺において、平安朝より江戸時代に至るまで開板された一般に「春日版」(あるいは「春日板」と称される古刊本の一つである。大屋徳城氏によれば、<sup>①</sup>春日版の開板には、春日明神の法楽に供えその神威を増すことで、やがては「唯識中道の慧命」の継統をうながし、「法相の流通」を助けようとする目的があったといわれる。春日版の「春日」とは藤原氏の氏神であった春日社のことであり、春日明神は「興福寺の法相擁護の神明」であると信じられていた。春日版には因明の著作も含まれており、興福寺の大乗院大僧正の実尊(一一八〇～一二三六)<sup>②</sup>が「夏中談義料に施入」したという寛喜二年(一二三〇)三月二日付の記録に示されるように、<sup>③</sup>正理門論もまた春日明神の法楽のために奉納されたこともあったとみられる。

小論で参照した春日版は、貞応元年(一二二二)の刊記をもつ鎌倉時代の刊本である。現在は、東洋文庫に「旧岩崎文庫貴重書」として所蔵される。来歴を伝えるものとしては、卷子本の表紙に記された「実英」の墨書、経箱の蓋裏にある「稲田福堂図書」の印記、表紙見返の「雲邨文庫」の朱印、外装紙の「和田維四郎氏所蔵」の墨書を挙げるができる。この実英が著名な東大寺清涼院の実英であったのか定かではないが、明治期に民間に流通した後は、稲田政吉、和田維四郎、岩崎久弥の諸氏の旧蔵になったものとみら

れる。大屋徳城『寧楽刊経史』(内外出版、一九三三、九一頁)には本春日版が「雲村文庫旧蔵、見在岩崎文庫」として刊記とともに言及される。和田氏所蔵本については、高橋美章編『雲村文庫目録』(甲 第四輯一三頁)を参照されたい。

### 一 書誌情報

以下の書誌情報は、主に、亀井孝他編『岩崎文庫貴重書書誌解題I』(東洋文庫、一九九〇、「解題」三七頁、図録三八頁)、『岩崎文庫和漢書目録』(東洋文庫、一九三四、「古刊本、鎌倉期」一〇頁以下)に基づいており、一部、筆者の実見調査に基づいて変更を加えている。

所蔵…〔公財〕東洋文庫、旧岩崎文庫貴重書、貴二・C・b・1

刊行…貞応元年(一二二二)刊、奈良興福寺、弘睿開板

経箱…桐箱(横七・四糎、縦二八・六糎、高六・六糎)、身側面「因明正理門

#### 論(春日版)」

蓋表「春日版因明正理門論」、蓋裏朱印「稲田／福堂／圖書」

外装…和紙、墨書「因明正理論一卷 和田維四郎氏所蔵」

装丁…卷子一軸、軸なし、紐なし、裏面に補修箇所多数

表紙…改装、生漉斐紙(紙高二六・二糎、紙幅一八・八糎)

外題…打付書「因明正理門論」

内題…「因明正理門論本一卷」

尾題…「因明正理門論本一卷」

料紙等…楮紙、本文二〇紙、末尾(空白)二紙

寸法：(一紙) 紙高二六・四糎、紙幅四〇・二糎(第一紙)

(本文) 字高二〇・二糎、天界二・二糎、地界三・六糎、字幅一・四糎(第一紙)

版式：無辺無界、毎紙二〇乃至二二行、毎行一七字(五字偈二〇字、七字偈一四字)

卷末刊語：「沙門弘睿蒙滿寺衆命造正理論摸矣／貞應壬午中夏下旬彫刻功畢／願繼應理宗法命 久增春日靈威光／遠生有情類慧解 皆共必得龍華益」

訓点等：朱区切点、朱漢文註書入、墨校異、片仮名書入

伝領識語：「實英」(表紙、左下)

印記：「福堂」(朱印、第一紙、右下)、「雲邨文庫」(朱印、表紙見返、左下)

## 二 書入れについて

春日版には朱点(毎四言句を原則とし、時に三、五、六言句<sup>④</sup>)、行間に朱筆での漢文の傍注と、「イ」字で示される墨筆での校異、片仮名の書入れがみられる。行間の注解のほとんどは、元興寺明詮(七八九～八六八)の『因明大疏導』(大正蔵二二三番)の細注に同定され、異文の多くは大正蔵校勘記の「甲本」(龍谷大学所蔵の写本)に一致する。一部に大正蔵からは知られない文献も参照されている可能性もあり、書入れを行なった注者自身によるものである可能性も否定できない。前述の東洋文庫の目録によれば、朱筆の漢文注書入れは南北朝期、墨筆による校異と片仮名の書入れは室町中期といわれる。

## 三 翻刻

### (一) 凡例

- 一、本翻刻は(公財)東洋文庫所蔵の春日版『因明正理門論本』を底本とする。
- 一、翻刻文は底本の行取りに従い、上段には行番号、下段には本文をかかげる。
- 一、翻刻に際して字配り、文字の配置などの表記については、原則として底本に従う。
- 一、漢字は、原則として正字体を用いるが、底本の字体が正字体と異なる場合は通行の字体に改める。複数の字体が用いられている場合には(例えば、無と无、爾と尓、亦と彳)、底本の字体をそのまま用いる。
- 一、底本に蟲損による文字の欠損のある場合は、判読不能なものは「□」で示し、判読可能な場合は該当文字を□で囲む。「○」は挿入符、「∟」は改行、「三」は削除を表す。
- 一、諸本の校合により誤刻、衍字と認められる箇所でも、これを改めず翻刻する。
- 一、朱点は中黒「・」で示す。
- 一、底本の行間、欄外の注記は尾注に示す。典拠の同定される場合は本文とともに示す。

(二) 本文

(第一紙)

- 1 因明正理門論本一卷 大域龍菩薩造 沙門玄奘奉 詔譯
- 2 爲欲簡持·能立能破·義中眞實·故造斯論·
- 3 宗等多言說能立 是中唯取隨自意
- 4 樂爲所立說名宗 非彼相違義能遣
- 5 宗等多言·說能立者·由宗因喻多言·辯說他
- 6 未了義·故此多言·於論式等·說名能立·又以
- 7 一言·說能立者·爲顯揜成·一能立性·由此應
- 8 知·隨有所闕·名能立過·言是中者·起論端義·
- 9 或簡持義·是宗等中·故名是中·言唯取者·是
- 10 簡別義·隨自意顯·不顧論宗·隨自意立·樂爲
- 11 所立·謂不樂爲·能成立性·若異此者·說所成
- 12 立·似因似喻·應名名宗·爲顯離餘·立宗過失·
- 13 故言非彼相違義遣·若非違義·言聲所遣·如
- 14 立一切·言皆是妄·或先所立·宗義相違·如鶴
- 15 鷗子·立聲爲常·又若於中·由不共故·无有比
- 16 量·爲極成言·相違義遣·如說懷兔·非月有故·
- 17 又於有法·即彼所立·爲此極成·現量比量·相
- 18 違義遣·如有成立·聲非所聞·瓶是常等·諸有

(第二紙)

- 19 說言·宗因相違·名宗違者·此非宗過·以於此
- 20 中·立聲爲常·一切皆是·无常故者·是喻方便·
- 21 惡立異法·由合喻顯·非一切故·此因非有·以
- 22 聲攝在·一切中故·或是所立·一分義故·此義
- 23 不成·名因過失·喻亦有過·由異法喻·先顯宗
- 24 無·後說因無·應如是言·無常一切·是謂非非·
- 25 一切故義·然此倒說·一切無常·是故此中·喻
- 26 亦有過·
- 27 如是已說·宗及似宗·因與似因·多是宗法·此
- 28 差別相·今當顯示·
- 29 宗法於同品 謂有非有俱 於異品各三 有非有及二
- 30 豈不惣以·樂所成立·合說爲宗·云何此中·乃
- 31 言宗者·唯取有法·此无有失·以其惣聲·於別
- 32 名轉·如言燒衣·或有宗聲·唯詮於法·此中宗
- 33 法·唯取立論·及敵論者·決定同許·於同品中·
- 34 有非有等·名復如是·何以故·今此唯依·證了
- 35 因故·但由智力·了所說義·非因生因·由能起
- 36 用·若尔既取智·爲了因·是言便失·能成立義·
- 37 此名不然·令彼憶念·本極成故·是故此中·唯
- 38 取彼此·俱定許義·即爲善說·由是若有·彼此
- 39 同許·定非宗法·如有成立·聲是无常·眼所見
- 40 故·又若敵論·不同許者·如對顯論·所作性故·

(第三紙)



41 又若猶豫·如依烟等·起疑惑時·成立大種·和  
 42 合火有·以現烟故·或於是處·有法不成·如成  
 43 立我·其體周遍·於一切處·生[繫]等故·如是所  
 44 說·一切品類·所有言詞·皆非能立·於其同品·  
 45 有非有等·亦隨所應·當如是說·於當所說·因  
 46 與相違·及不定中·唯有共許·決定言詞·說名  
 47 能立[或名能破·非互不成·猶豫言詞·復待成  
 48 故·夫立宗法·理應更以·餘法爲因·成立此法·  
 49 若即成立·有法爲有·或立爲無·如有成立·最  
 50 勝爲有·現見別物·有惣類故·或立爲無·不可  
 51 得故·其義云何·此中但立·別物定有·一因爲  
 52 宗·不立最勝·故无此失·若立爲无·亦假安立·  
 53 不可得法·是故亦无·有有法過·若以有法·立  
 54 餘有法·或立其法·如以烟立火·或以火立觸·  
 55 其義云何·今於此中·非以成立·火觸爲宗·但  
 56 爲成立·此相應物·若不尔者·依烟立火·因火  
 57 立觸·應成宗義·一分爲因·又於此中·非欲成  
 58 立·火觸有性·共知有故·又於此中·觀所成故·  
 (第四紙)

59 立法有法·非德有德故无有過·重說頌言·  
 60 有法非成於有法 及法此非成有法<sup>23</sup>  
 61 但由法故成其法 如是成立於有法  
 62 若有成立·聲非是常·業等應常故·常應可得

63 故·如是云何·名爲宗法·此說彼過·由因宗門·  
 64 以有所立·說應言故·以先立常·無質礙故·後  
 65 約因宗·以斥彼過·若如是立·聲是无常·所作  
 66 非常故·常非所作故·此復云何·是喻方便·同  
 67 法異法·如其次第·宣說其因·宗定隨逐·及宗  
 68 无處·定无因故·以於此中·由合顯示·所作性  
 69 因·如是此聲·定是所作·非非所作·此所作性·  
 70 定是宗法·重說頌言·  
 71 說因宗所隨 宗無因不有 依第五顯喻 由合故知因  
 72 由此已釋·反破方便·以所作性·於无常見故·  
 73 於常不見故·如是成立·聲非是常·應非作故·  
 74 是故圍成·反破方便·非別解因·如破數論·我  
 75 已廣辯·故應且止·廣證傍論·  
 76 如是宗法·三種差別·謂同品有·非有及俱·先  
 77 除及字·此中若品<sup>24</sup>·与所立法·隣近均等·說名  
 78 同品以一切義·皆名品故·若所立无·說名異  
 79 品·非與同品·相違或異·若相違者·應唯簡別·  
 (第五紙)

80 若別異者·應無有因·由此道理·所作性故·能  
 81 成无常·及无我等·不相違故·若法能成·相違  
 82 所立·是相違過·即名似因·如无違法·相違亦  
 83 尔·所成法无·定无有故·非如瓶等·因成猶豫·  
 84 於彼展轉·无中有故·以所作性·現見離瓶·於

85 衣等有·非離无常·於无我等·此因有故·云何  
 86 別法·於別處轉·由彼相似·不說異名·言即是  
 87 此·故无有失·若不說異·云何此因·說名宗法·  
 88 此中但說·定是宗法·不欲說言·唯是宗法·若  
 89 余同品<sup>26</sup>·應名宗·不然別處·說所成故·因必  
 90 無異·方成比量·故不相似·又此一·各有三  
 91 種·謂於一切·同品有中·於其異品·或有非有·  
 92 及有非有·於其同品·非有及俱·各有如是·三  
 93 種差別·若无常宗·全无異品·對不立有·虛空  
 94 等論·云何得說·彼處此無·若彼无有·於彼不  
 95 轉·全無有疑·故无此過·如是合成·九種宗法·  
 96 隨其次第·略辨其相·謂立聲常·所量性故·或  
 97 立無常·所作性故·或立勤勇無間所發·无常  
 98 性故·或立爲常·所作性故·或立爲常·所聞性  
 99 故·或立爲常·勤勇無間所發性故·或非勤勇  
 (第六紙)  
 100 無間所發·无常性故·或立无常·勤勇無間所  
 101 發性故·或立爲常·无觸對故·如是九種·二頌  
 102 所攝·  
 103 常無常勤勇 恒住堅牢性 非勤遷不變 由所量等九  
 104 所量作無常 作性聞勇發 無常勇無觸 依常性等九  
 105 如是分別·說名爲因·相違不定·故本頌言·  
 106 於同有及二 在異無是因 翻此名相違 所餘皆不定

107 此中唯有·二種名因·謂於同品·一切遍有·異  
 108 品遍無·及於同品·通有非有·異品遍无·於初  
 109 後三·各取中一·復唯二種·說名相違·能倒立  
 110 故·謂於異品·有及二種·於其同品·一切遍無  
 111 第二三中·取初後二·所餘五種·因及相違·皆  
 112 不決定·是疑因義·又於一切·因等相中·皆說  
 113 所說·一數同類·勿說二相·更互相違·共集一  
 114 處·猶爲因等·或於一相·同作事故·成不遍因·  
 115 理應四種·名不定因·二俱有故·所聞云何·由  
 116 不共故·以若不共<sup>27</sup>·所成立法·所有差別·遍攝  
 117 一切·皆是疑因·唯彼有性·彼所攝故·一向離<sup>30</sup>  
 118 故·諸有皆共·無簡別因·此唯於彼·俱不相違·  
 119 是疑因性·若於其中·俱分是有·亦是定因·簡  
 (第七紙)  
 120 別餘故·是名差別·若對許有·聲性是常·此應  
 121 成因·若於余時·無有顯示·所作性等·是无常  
 122 因·容有此義·然俱可得·一義相違·不容有故·  
 123 是猶豫因·又於此中·現教力勝·故應依此·思  
 124 求決定·攝上頌言·  
 125 若法是不共 共決定相違 遍一切於彼 皆是疑因性  
 126 邪證法有法 自性或差別 此成相違因 若无所違害  
 127 觀宗法審察 若所樂違害 成躊躇顛倒 異此无似因  
 128 如是已辯·因及似因·喻今當說

129 說因宗所隨 宗无因不有 此二名譬喻 餘皆此相似  
 130 喻有二種·同法異法·同法者·謂立聲无·常勤  
 131 勇无間所發性故·以諸勤勇无間所發·皆見  
 132 无常·猶如瓶等·異法者·謂諸有常住·見非勤  
 133 勇無間所發·如虚空等·前是遮證<sup>34</sup>·後唯止濫·  
 134 由合及離·比度義故·由是雖對·不立實有·太  
 135 虚空等·而得顯示·无有宗處·无因義成·復以  
 136 何緣·第一說因·宗所隨逐·第二說宗无·因不  
 137 有·不說因无·宗不有邪·由如是說·能顯示因·  
 138 同品定有·異品遍无·非顛倒說·又說頌言·  
 139 應以非作證其常 或以无常成所作  
 140 若尔應成非所說 不遍非樂等合離  
 (第八紙)  
 141 如是已說·二法合離·順反兩喻·餘此相似·是  
 142 似喻義·何謂此餘·謂於是處·所立能立·及不  
 143 同品·雖有合離·而顛倒說·或於是處·不作合  
 144 離·唯現所立·能立俱有·異品俱无·如是二法·  
 145 或有隨一·不成不遣·或有二俱·不成不遣·如  
 146 聲常·无觸對故·同法喻言·諸无觸對·見彼  
 147 皆常·如業·如極微·如瓶等·異法喻言·謂諸无  
 148 常·見有觸對·如極微·如業·如虚空等·由此已  
 149 說·同法喻中·有法不成·謂對不許·常虚空等·  
 150 爲要具二·譬喻言詞·方成能立·爲如其因·俱<sup>35</sup>

151 隨說一·若就正理·應具說二·由是具足·顯示  
 152 所立·不離其因·以具顯示·同品定有·異品遍  
 153 无·能正對治·相違不定·若有於此·一分已成·  
 154 隨說一分·亦成能立·若如其聲·兩義同許·俱  
 155 不須說·或由義准·一能顯二·  
 156 又比量中·唯見此理·若所比處·此相定遍·於  
 157 餘同類·念此定有·於彼無處·念此遍无·是故  
 158 由此·生決定解故本頌言·  
 159 如自決定已 怖他決定生 說宗法相應 所立餘遠離  
 160 爲於所比·顯宗法性·故說因言·爲顯於此·不  
 (第九紙)  
 161 相離性·故說喻言·爲顯所比·故說宗言·於所  
 162 比中·闕此更无·其餘支分·由是遮遣·餘審察  
 163 等·及与合結·若尔喻言·應非異分·顯因義故·  
 164 事雖實尔·然此因言·唯爲顯了·是宗法性·非  
 165 爲顯了·同品異品·有性無性·故須別說·同異  
 166 喻言·若唯因言·所詮表義·說名爲因·斯有何  
 167 失·復有何德·別說喻分·是名爲德·應如世間  
 168 所說方便·与其因義·都不相應·若尔何失·此  
 169 說但應·類所立義·无有功能·非能立義·由彼  
 170 但說·所作性故·所類同法·不說能立·所成立  
 171 義·又因喻別·此有所立·同法異法·終不能顯·  
 172 因与所立·不相離性·是故但有·類所立義·然

173 因功能·何故无能·以同喻中·不必宗法·宗義  
 174 相類·此復餘譬<sup>43</sup>·所成立故·應成无窮·又不必  
 175 定·有諸品類·非異品中·不顯无性·有所簡別·  
 176 能爲譬喻·故說頌言·  
 177 若因唯所立 或差別相類 譬喻應無窮 及不遮異品  
 178 世間但顯·宗因異品·同處有性·爲異法喻·非  
 179 宗無處·因不有性·故定无能·若唯宗法·是因  
 180 性者·其有不定·應亦成因·云何具有·所立能  
 (第十紙)  
 181 立·及異品法·二種譬喻·而有此失·若於余時·  
 182 所立異品·非一種類·便有此失·如初後三·各  
 183 取後喻·故定三相·唯爲顯因·由是道理·雖一  
 184 切分·皆能爲因·顯了所立·然唯一分·且說爲  
 185 因·如是略說·宗等及似·即此多言·說名能立·  
 186 及似能立·隨其所應·爲開悟他·說此能立·及  
 187 似能立·  
 188 爲自開悟·唯有現量·及与比量·彼譬喻等·攝  
 189 在其中·故唯二量·由此能了·自共相故·非離  
 190 此二·別有所量·爲了知彼·更立餘量·故本頌  
 191 言·  
 192 現量除分別 餘所說因生  
 193 此中現量·除分別者·謂若有智·於色等境·遠  
 194 離一切·種類名言·假立无異·諸門分別·由不

195 共緣·現現別轉·故名現量·故說頌曰  
 196 有法非一相 根非一切行 唯內證離言 是色根境界<sup>44</sup>  
 197 意地亦有·離諸分別·唯證行轉·又於貪等·諸  
 198 自證分·皆是現量·諸修定者·離教分別·皆是  
 199 現量·又於此中·无別量果·以即此體·似義生  
 200 故·似有用故·假說爲量·若於貪等·諸自證分·  
 201 亦是現量·何故此中·除分別智·不遮此中·自  
 (第十一紙)  
 202 證現量·無分別故·但於此中·了餘境分·不名  
 203 現量·由此即說·憶念比度·怖求疑智·惑亂智  
 204 等·於鹿愛等·皆非現量·隨先所受·分別轉故·  
 205 如是一切·世俗有中·瓶等數等·舉等有性·瓶  
 206 圈等智·皆似現量·於實有中·作餘行相·假合  
 207 餘義·分別轉故·  
 208 已說現量·當說比量·餘所說因生者·謂智是  
 209 前智餘·從如所說·能立因生·是緣彼義·此有  
 210 二種·謂於所比·審觀察智·從現量生·或比量  
 211 生·及憶此因·与所立宗·不相離念·由是成前·  
 212 舉所說力·念因同品·定有等故·是近及遠·比  
 213 度因故·俱名比量·此依作具·作者而說·如是  
 214 應知·悟他比量·亦不離此·得成能立·故說頌  
 215 言·  
 216 一事有多法 相非一切行 唯由簡別餘 表定能隨逐

- 217 如是能相者 亦有衆多法 唯不越所相 能表示非餘<sup>48</sup>
- 218 何故此中·與前現量·別異建立·爲現二門·此
- 219 處亦應·於其比果·說爲比量·彼處亦應·於其
- 220 現因·說爲現量·俱不遮止·
- 221 已說能立·及似能立·當說能破·及似能破
- (第十二紙)
- 222 能破闕等言 似破謂諸類
- 223 此中能破·闕等言者·謂前所說·闕等言詞·諸
- 224 分過失·彼一一言·皆名能破·由彼一一·能顯
- 225 前宗·非善說故·
- 226 所言似破·謂諸類者·諸同法等·相似過類·名
- 227 似能破·由彼多分·於善比量·爲迷惑他·而施
- 228 設故·不能顯示·前宗不善·由彼非理·而破斥
- 229 故·及能破處·而施設故·是彼類故·說名過類·
- 230 若於非理·立比量中·如是施設·或不了知·比
- 231 量過失或即爲顯·彼過失門·不名過類·
- 232 示現異品故 由同法異立 同法相似餘 由異法分別
- 233 差別名分別 應一成無異 顯所立餘因 名可得相似
- 234 難義別疑因 故說名猶豫 說異品義故 非愛名義准
- 235 此中示現異品故·由同法異·立同法相似者·
- 236 顛倒成立·故名異立·此依作具·作者而說·同
- 237 法即是相似故·名同法相似·一切攝立中·相
- 238 似過類故·言相似者·是不男聲·能破相應故·
- 239 或隨結頌故·云何同法·相似能破·於所作中·
- 240 說能作故·傳生起故·作如是說·後隨所應·爰
- 241 如是說·今於此中·由同法喻·顛倒成立·是故
- 242 說名·同法相似·如有成立·聲是无常·勤勇无
- (第十三紙)
- 243 間·所發性故·此以虛空·爲異法喻·有顯虛空·
- 244 爲同法喻·无質尋故·立聲爲常·如是即此·所
- 245 說因中·瓶應爲同法·而異品虛空·說爲同法·
- 246 由是說爲·同法相似·
- 247 餘由異法者·謂異法相似·是前同法·相似之
- 248 餘·示現異品·由異法喻·顛倒而立·二種喻中·
- 249 如前安立·瓶爲異法·是故說爲·異法相似·分
- 250 別差別名分別者·前說示現等故·今說分別·
- 251 差別故·應知分別·同法差別·謂如前說·瓶爲
- 252 同法·於彼同法·有可燒等·差別義故·是則瓶
- 253 應·无常非聲·聲應是常·不可燒等·有差別故·
- 254 由此分別·顛倒所立·是故說名·分別相似·所
- 255 言應一·成无異者·示現同法·前已說故·由此
- 256 与彼應成一故·彼者是誰·以更不聞·異方便
- 257 故·相隣近故·應知是宗·成无異者·成无異過·
- 258 即由此言·義可知故·不說其名·是誰与誰·共
- 259 成无異·不別說故·即此一切·与彼一切·如有
- 260 說言·若見瓶等·有同法故·即令餘法·爰无別

261 異·一切瓶法·聲應皆有·是則一切·更互法同·  
 262 應成一性·此中抑成<sup>⑤</sup>·无別異過·彘爲顯示·瓶  
 (第十四紙)  
 263 聲差別·不甚異前·分別相似·故應別說·若以  
 264 勤勇无間所發·成立无常·欲顯俱是·非畢竟  
 265 性·則成宗因·无別異過·搗此令成·无別異性·  
 266 是故說名·无異相似·有說此因·如能成立·所  
 267 成立法·彘能成立·此相違法·由无別異·是故  
 268 說名·无異相似·  
 269 顯所立·餘<sup>⑥</sup>因名可·得相似者·謂若顯示·所立  
 270 宗法·餘因可得·是則說名·可得相似·謂有說  
 271 言·如前成立·聲是无常·此非正因·於電光等·  
 272 由現見等·餘因可得·无常成故·以若離此·而  
 273 得有彼·此非彼因·有餘於此·別作方便·謂此  
 274 非彼·無常正因·由不遍故·如說藜林·皆有思  
 275 慮·有睡眠故·  
 276 難義別疑因·名猶豫相似者·過類相應·故女聲  
 277 說·此中分別·宗義別異·因成不定·是故說  
 278 名·猶豫相似·或復分別·因義別異·故名猶豫·  
 279 相似過類·謂有說言·如前成立·聲是无常·勤  
 280 勇无間所發性故·現見勤勇無間所發·或顯  
 281 或生·故成猶豫·今所成立·爲顯爲生·是故不  
 282 應·以如是因證無常義

(第十五紙)  
 283 說異品義故·非愛名義准者·謂有說言·若因  
 284 勤勇無間所發·說无常者·義准則應·若非勤  
 285 勇無間所發·諸電光等·皆應是常·如是名爲·  
 286 義准相似·  
 287 應知此中·略去後句·是故但名·猶豫義准·復  
 288 由何義·此同法等·相似過類·異因明師·所說  
 289 次第·似破同故·  
 290 由此同法等·一一多疑故似破·一一  
 291 多言爲顯·或有異難·及爲顯似·不成因過·此  
 292 中前四·與我所說·譬喻方便·都不相應·且隨  
 293 世間·譬喻方便·雖不顯因·是決定性·然攝其  
 294 體·故作是說·由用不定·同法等因·成立自宗·  
 295 方便說他·彘有此法·由是便成·似共不定·或  
 296 復成似·相違決定·若言唯爲·成立自宗·云何  
 297 不定·得名能破·非即說此·以爲能破·難不定  
 298 言·說名不定·於能詮中·說所詮故·无有此過·  
 299 餘處彘應·如是安立·若所立量·有不定過·或  
 300 復決定·同法等因·有所成立·即名能破·是等  
 301 難故·若現見力·比量不能·遮遣其性·如有成  
 302 立·聲非所聞·猶如瓶等·以現見聲·是所聞故·  
 303 不應以其·是所聞性·遮遣無常非唯不見·能  
 (第十六紙)

304 遮遣故·若不尔者·尔應遣常·第二無異相似·  
 305 是似不成因過·彼以本無而生·增益所立·爲  
 306 作宗因·成一過故·此以本無而生·極成因法·  
 307 證滅後无·若即立彼·可成能破·第三无異相  
 308 似·成立違害·所立難故·成似破·由可燒等·不  
 309 決定故·若是決定·可成相違·可得相似·所立  
 310 不定·故成其似·若所立因·於常亦有·可成能  
 311 破·第二可得·雖是不遍·餘類無故·似不成過·  
 312 若所立無·可名能破·非於此中·欲立一切·皆  
 313 是无常·猶豫相似·謂以勤勇无間所發·得成  
 314 立滅壞·若以生起·增益所立·作不定過·此似  
 315 不定·若於所立·不起分別·但簡別因·生起爲  
 316 難·此似不成·由於此中·不欲唯生·成立滅壞·  
 317 若生若顯·悉皆滅壞·非不定故·義准相似·謂  
 318 以顛倒·不定爲難·故似不定·若非勤勇無間  
 319 所發·立常无常·或唯勤勇無間所發·无常非  
 320 餘·可成能破·  
 321 若因至不至 三時非愛言 至非至無因 是名似因闕  
 322 若因至不至·三時非愛言·至非至无因者·於  
 323 至不至·作非愛言·若能立因·至所立宗·而成  
 (第十七紙)

324 立者无差別故·應非所立·如池海水·相合无  
 325 異·又若不成·應非相至·所立若成·此是誰因·

326 若能立因·不至所立·不至非因·无差別故·應  
 327 不成因·是名爲至·非至相似·又於三時·作非  
 328 愛言·若能立因·在所立前·未有所立·此是誰  
 329 因·若言在後·所立已成·復何須因·若俱時者·  
 330 因與有因·皆不成就·如牛兩角·如是名爲·无  
 331 因相似·此中如前·次第異者·由俱說名·似因  
 332 闕故·所以者何·非理誹撥·一切因故·此中何  
 333 理·唯不至同故·雖因相相應·亦不名因·如是  
 334 何理·唯在所立·前不得因名·故即非能立·又  
 335 於此中·有自害過·遮遣同故·如是且於·言因  
 336 及慧·所成立中·有似因闕·於義因中·有似不  
 337 成非理誹撥·諸法因故·如前一因·於義所立·  
 338 俱非所作·能作性故·不應正理·若以正理·而  
 339 誹撥時·可名能破·  
 340 說前無因故 應无有所立 名无說相似 生無生亦然  
 341 所作異少分 顯所立不成 名所作相似 多如似宗說  
 342 說前无因故·應无有所立·名无說相似者·謂  
 343 有說言·如前所立·若由此因·證无常性·此未  
 344 說前·都无所有·因无有故·應非无常·如是名  
 (第十八紙)

345 爲·无說相似·  
 346 生无生亦然者·生前无因·故无所立·亦即說  
 347 名·无生相似·言亦然者·類例聲前·因无有故·

348 應无所立·今於此中·如无所立·應知亦有·所  
 349 立相違·謂有說言·如前所立·若如是聲·未生  
 350 已前·无有勤勇无間所發·應非无常·又非勤  
 351 勇无間所發·故應是常·如是名爲·无生相似·  
 352 所作異少分·顯所立不成·名所作相似者·謂  
 353 所成立·所作性故·猶如瓶等·聲无常者·若瓶  
 354 有異·所作性故·可是无常·何預聲事·如是名  
 355 爲·所作相似·  
 356 多如似宗說者·如是无說相似等·多分如似  
 357 所立說·謂如不成因過·多言爲顯·或如似餘·  
 358 今於此中·无說相似·增益比量·謂於論者·所  
 359 說言詞·立无常性·難未說前·因无有故·此似  
 360 不成·或似因闕·謂未說前·益能立故·若於此  
 361 中·顯義无有·又立量時·若无言說·可成能破·  
 362 无生相似·聲未生前·增益所立·難因无故·即  
 363 名似破·若成立時·顯此是无·可成能破·若未  
 364 生前·以非勤勇无間所發·難令是常·義准分  
 (第十九紙)

365 故·亦似不定·所作相似·乃有三種·若難瓶等·  
 366 所作性·於聲上无·此似不成·若難聲所作性·  
 367 於瓶等无·此似相違·若難即此·常上亦无·是  
 368 不共故·便似不定·或似喻過·引同法故·何以  
 369 故·唯取惣法·建立比量·不取別故·若取別義·

370 決定異故·比量應无·  
 371 俱許而求因·名生過相似·此於喻設難·名如似喻說  
 372 俱許而求因·名生過相似者·謂有難言·如前  
 373 所立·瓶等无常·復何因證·此於喻設難·名如  
 374 似喻說者·謂瓶等无常·俱許成就·而言不成·  
 375 似喻難故·如似喻說·  
 376 無常性恒隨·名常住相似·此成常性過·名如宗過說  
 377 謂有難言·如前所立·聲是無常·此應常與·無  
 378 常性合·諸法自性·恒不捨故·亦應是常·此即  
 379 名爲·常住相似·是似宗過·增益所立·无常性  
 380 故·以於此中·都无有別·實無常性·依此常轉·  
 381 即此自性·本無今有·暫有還無·故名无常·即  
 382 此分位·由自性緣·名无常性·如果性等·  
 383 如是過類·似能破性·多分依彼·足目所說·最  
 384 極成故·餘論所說·亦應如是·分別成立·即此  
 (第二十紙)

385 過類·但由少分·方便異故·建立无邊·差別過  
 386 類·是故不說·如即此中·諸有所說·增益損減·  
 387 有顯無顯·生理別喻·品類相似等·由此方隅·  
 388 皆應諦察·及應遮遣·諸有不善·比量方便·作  
 389 如是說·展轉流擲·此於餘論·所說无窮·故不  
 390 更說·又於負處·舊因明師·諸有所說·或有墮  
 391 在·能破中攝·國有極龜·或有非理·如詭語類·



392 故此不録・餘師宗等・所有句義・亦應如是・分  
 393 別建立・如是遍計所執・分別等・皆不應理・違  
 394 所說相・皆名无智・理極遠故・又即此類・過失  
 395 言詞・我自朋屬・論式等中・多已制伏・又此方  
 396 隅・我於破古・因明論中・已具分別・故應且止・  
 397 爲開智人慧毒藥 啓斯妙義正理門  
 398 諸有外量所迷者 令越邪途契眞義  
 (二行余白)

399 因明正理門論本一卷  
 400 沙門弘睿蒙滿寺衆命造正理論摸矣  
 401 貞應壬午中夏下旬彫刻功畢  
 402 願繼應理宗法命 久增春日靈威光  
 403 遠生有情類慧解 皆共必得龍華益

注

- (1) 大屋徳城「春日板雕造攷」(大屋徳城著作選集二『日本佛教史の研究 一』  
 国書刊行会、一九八七、一八八～二一〇) 一八九頁。初出は『史林』二・二、一  
 九一七。また同氏「春日板雕造攷」(『佛教古版経の研究』国書刊行会、一九八八、  
 二一四～二七二)、山本信吉『古典籍が語る 書物の文化史』(八木書店、二〇〇  
 四)二一一～二二八頁なども参照。  
 (2) 実尊については、例えば、富貴原章信『日本中世唯識仏教史』(大東出版社、  
 一九七五)一九頁を参照。  
 (3) 前者の文書名は『春日神社文書 第壹』(春日神社社務所、一九二八)四一  
 四～四一五頁、三五七番(一通 引合二枚 堅統紙)を参照。

- (4) 意味上不適切な朱点も稀にある。  
 (5) 「沙門」字右下に「三藏法師イ」と墨書あり。  
 (6) 「樂」字上に「樂字／二度／可談也」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 154  
 b13 (一隨自樂、二樂爲)。  
 (7) 「能」字右下に「眞因喩」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 154b8-9 (能成立  
 性眞因)。  
 (8) 「此」字右下に「此者眞宗異者眞因喩」と朱書あり。『因明大疏導』T69,  
 154b9 (此者眞宗異者眞因喩)。  
 (9) 「違」字右に「過イ」と墨書あり。  
 (10) 「法」字右下に「聖也」と朱書あり。典拠不明。  
 (11) 「惣」字右下に「有法与法不相離性」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 155a  
 10-11 (總以樂有法與法不相離性)。  
 (12) 「惣」字右下に「不相離性惣聲上也」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 155a  
 11 (其總聲不相離宗總) (宗名也) 甲本作「聲」。  
 (13) 「別」字右下に「有法」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 155a12 (別有法)。  
 (14) 「宗」字右下に「有法宗也」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 154b3 (此中宗  
 有法宗也)。  
 (15) 「宗」字左下に「法者因也」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 154b3 (法者  
 因也)。  
 (16) 「許」字右下に「因喩」と朱書あり。「決定」に対する傍注か。『因明大疏導』  
 T69, 154b45 (決定因喩)。  
 (17) 「智」字右下に「了因智」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 154c3 (但由智力  
 智了因)。  
 (18) 「智」字右下に「敵證智」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 154c5 (理門ハ問  
 若爾既取智敵證)。  
 (19) 「言」字右下に「言生因」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 154c5-6 (是言便  
 言生)。  
 (20) 「宗」字右下に「有法宗」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 155a16 (答成宗義

有法)。

- (21) 「徳」字右下に「徳句」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 155a17 (非徳徳句)。
- (22) 「徳」字右下に「実句」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 155a17 (有徳實句)。
- (23) 「法」字右下に「二度讀後度无點」と朱書あり。典拠不明。
- (24) 「若」字右下に「備云若品者瓶上○常无我寸不相離性名品也」と朱書あり。  
挿入符右に「无」字の朱筆による補筆あり。『因明大疏導』T69, 155b6 (此中若品  
備云。若品者、瓶上無常。  
無我等不相離性名品也)。
- (25) 「云」字右下に「不説二所作異」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 155b18-19  
(不説異<sup>不説二</sup>所作異)。
- (26) 「品」字右下に「瓶之无常」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 155b21 (同品之瓶  
常)。
- (27) 「不」字右下に「不共所聞性因」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 160b10 (謂  
若不共<sup>不共所</sup>聞性因)。
- (28) 「差」字右下に「常无常寸宗差別」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 160b10-  
11 (一切差別<sup>所有一切差別者</sup>。『因明大疏裏書』T69, 213c28も参照)。
- (29) 「彼」字右下に「所聞」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 160b12 (唯彼有性<sup>所聞</sup>  
聲) (聲)字甲本作「性」。
- (30) 「向」字右下に「一相同汲」と朱書あり。典拠不明。『因明大疏導』T69, 160  
b12 (一向離故<sup>一相同</sup>故) 参照。
- (31) 「此」字右下に「五量性故」と朱書あり。典拠不明。
- (32) 「俱」字右下に「同異二品」と朱書あり。典拠不明。
- (33) 「躊躇」字右に「チウチヨ」と墨書あり。
- (34) 「俱」字右に「但イ」の墨書あり。
- (35) 「理」字右下に「因三相理」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 153b15 (見此理  
相理)。
- (36) 「處」字右下に「宗支」と朱書あり。典拠不明。『因明大疏導』T69, 153b16  
(若所比處<sup>宗支</sup>)。

- (37) 「相」字右下に「遍是宗法性」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 153b16 (相定  
遍<sup>遍是宗</sup>法性)。
- (38) 「餘」字右下に「同品定圍性」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 153b16 (於餘  
同<sup>同品定</sup>有性)。
- (39) 「彼」字右下に「異品通無性」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 153b16-17  
(於彼無<sup>異品通</sup>無性宗) (宗)字脱甲本)。
- (40) 「此」字右下に「因」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 153b17 (念此因)。
- (41) 「此」字右下に「三相」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 153b17 (由此三相)。
- (42) 「恠」字右に「厶」と墨書あり。
- (43) 「譬」字右に「喩イ」と墨書あり。
- (44) 「法」字右下に「色寸有法」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 165b2 (有法<sup>色等</sup>  
有法)。
- (45) 「根」字右下に「眼寸五根」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 165b2 (根<sup>眼等</sup>  
五根)。
- (46) 「内」字右下に「眼等五識離分別名言」と朱書あり。『因明大疏導』T69, 165  
b2 (准内證<sup>離分別</sup>名言) (證)字甲本作「證眼等五識)。
- (47) 「受」字右に「愛イ」と墨書あり。
- (48) 「越」字右に「趣イ」の墨書あり。
- (49) 「法」字右に「品イ」と墨書あり。この異文は「由異法」に相当する梵語  
\*vaidharhyenaには適々ない。
- (50) 「令」字右に「合イ」の墨書あり。
- (51) 「抑」字右に「ヨク」の墨書あり。
- (52) 「餘」字右に「法イ」の墨書あり。

補遺

玄奘訳『因明正理門論本』の諸本校異一覧

凡例

- 一、以下の校異一覧は、大正蔵の本文を底本とし、古写本（金剛寺本、興聖寺）、古版本（春日版）、高麗蔵再雕本、宋磧砂蔵本、宮内庁書陵部所蔵の福州開元禪寺版（以下、「宮本」との対校結果である。ただし、宋・元・明の三本については大正蔵の校勘記を転載する。
- 一、一覽中の空欄は、大正蔵の本文と該資料が同文であることを示す。
- 一、義浄訳の校異は、主に玄奘訳を基準にした異文を挙げ、冒頭のいわゆる釈論縁起、「論曰」「頌曰」等の相違は含めない。
- 一、異文のうち、特に日本古写経の場合は、明らかな誤字等は記載しない。異体字も一部含める。
- 一、下線は、諸本の相違する箇所を示す。記号「!」は当該資料が大正蔵と同文であることを確認する。記号「x」は当該資料が欠文であることを表す。
- 一、「宮本」欄のうち、丸括弧で囲まれた本文は、宮内庁本に実際に確認される情報を示す。
- 一、記号「〈〉」は当該資料の欄外等に追加された異文（特に、春日版の「イ」、あるいは細注等を表す。

	大正蔵	大正蔵本文	義浄訳	金剛寺本(剛)	興聖寺本(興)	春日版(春)	高麗蔵(麗)	磧砂蔵(磧)	宮本(宮)	宋本(宋)	元本(元)	明本(明)
1a4	門論本	門論本	門論一卷			門論本一卷			宮本(宮)	宋本(宋)		
1a5	大域龍				大域龍			大域龍樹	(大域龍樹) <sup>(1)</sup>			大域龍樹
1a6	大唐三藏法師玄奘	大唐三藏法師義浄		x	三藏玄奘	沙門(三藏法師イ)玄奘		大唐三藏玄奘	大唐三藏玄奘(大唐三藏義浄) <sup>(2)</sup>	大唐三藏玄奘	大唐三藏玄奘	唐三藏玄奘
1a6	奉詔譯	奉制譯		x	詔譯			譯	譯	譯	譯	譯
1a8	唯隨自意樂			唯取隨自意	唯取隨自意	唯取隨自意		惟隨自意樂	*惟隨自意樂	惟隨自意樂	惟隨自意樂	惟隨自意樂
1a9	爲所成立			樂爲所立	樂爲所立	樂爲所立						
1a11	他未了義故	他未了義爲開示故										
1a11	此多言於	此之多言於										
1a12	爲顯總成			爲顯惣成	爲顯惣成	爲顯惣成		爲顯惣成	(爲顯惣成)			

大正藏	大正藏本文	義淨訳	金剛寺本(剛)	興聖寺本(興)	春日版(春)	高麗藏(麗)	磧砂藏(磧)	宮本(宮)	宋本(宋)	元本(元)	明本(明)
1a14-15	故名是中		故名此中	言唯取者	言唯取者						
1a15	所言唯者		言唯取者	言唯取者	言唯取者						
1a15	隨自意										隨自義
1a18-19 <sup>(3)</sup>	相違義能遣	相違義能遣 (宮・二本・ 相違義遣)	相違義遣	相違義	相違義遣		相違義遣	相違義遣	相違義遣	相違義遣	相違義遣
1a19	若非違義言			×							
1a20 <sup>(4)</sup>	如獯狐子		如鴝鷓子	如鴝鷓子	如鴝鷓子						
1a21	又若於中							又若於宗			
1a25 <sup>(5)</sup>	名宗違者				名宗、違(宗過 イ)者						
1a27	惡立異法	惡立異法 (宮・二本・ 立異法)					要立異法	要立異法	要立異法	要立異法	要立異法
1b2 <sup>(6)</sup>	非一切故義	非一切故義	非一切故義	非一切故義	非一切故義		非一切故義	非一切故義	非一切故義	非一切故義	非一切故義
1b8	樂所成立		此因許	樂成立	此同許						
1b17	此不同許		此因許	此同許	此同許						
1b21	如成立		如立								
1c2	無此失			無失							
1c8	一分爲因						一八爲因		一八爲因	一八爲因	一八爲因
1c10	故無有過		無有過								
1c14-15 <sup>(7)</sup>	由因宗門	由因宗門	由因宗門	由因宗門	由因宗門		由因宗門	由因宗門	由因宗門	由因宗門	由因宗門
1c16	無形礙故		無質礙故	無質礙故	無質礙故						
1c16	但立宗斥彼因		約因宗以斥彼	約立宗以斥彼	約因宗以斥彼						
1c19	過		過	過	過						
1c19	無處定無因故			無因故							
1b22	其體周徧					其體周徧		(其體周徧)			
1c25	聲非是常			聲非是常若是 其常							
2a11	說名宗法		說名字(宗力) 法								
2a15	謂於一切			於一切							



大正藏	大正藏本文	義淨訳	金剛寺本(剛)	興聖寺本(興)	春日版(春)	高麗藏(麗)	磧砂藏(磧)	宮本(宮)	宋本(宋)	元本(元)	明本(明)
3a28	及遮遣異品		及不遮異品	及不遮異品	及不遮異品		磧砂藏(磧)	宮本(宮)	宋本(宋)	元本(元)	明本(明)
3b16	假立無異	假立無異 (宮・二本 假立無量)					假立無量	假立無量	假立無量	假立無量	假立無量
3b17	故說頌言				故說頌曰						
3b21 (2)	諸自證分				諸自證分皆是 現量						
3b26	怖求疑智			怖求疑智							
3b27	於鹿愛等 <sup>(13)</sup>	於鹿愛等 (宮・二本 於鹿愛等)	於遮愛等	於鹿愛等	於鹿愛等	於鹿愛等	於鹿愛等	於鹿愛等	於鹿愛等	於鹿愛等	於鹿愛等
3b27	隨先所受				隨先所受(愛 イ)						
3b29	瓶性等智			瓶性等智							
3c2-3 (4)	謂智是前智餘		謂是前智餘	謂是前智餘							
3c6	定有等故			定有義故							
3c13	唯不越所相				唯不越(趣イ) 所相						
3c13	能表示非餘							能表示非餘			
3c13	與前現量			與前量							
3c14	別異建立		別異建立	別異建立	別異建立						
3c16-17	因說爲現中 略)及似能立			×							
3c17	頌曰		×	×	×		×	×	×	×	×
3c20	彼一言		彼言	彼言							
3c20	由彼一能顯		由破顯	由彼能顯							
3c22 (5)	謂同法等	諸同法等	諸同法等	諸同法等	諸同法等		諸同法等	諸同法等	諸同法等	諸同法等	諸同法等
3c29	示現異品故			現異品故							
4a4	難義別從因						難義別從因	難義別從因	難義別從因	難義別從因	難義別從因
4a11 (9)	轉生起故	傳生起故	傳生起故	傳生起故	傳生起故			難義別從因 (傳生起故) <sup>(17)</sup>	難義別從因	難義別從因	難義別從因
4a15	無質等故				無質尋故						

4a19	餘由異法					餘由異法(品イ)									
4a19	者謂異法相似				相似										
4a19-20	相似之餘		似之餘												
4a20	由異法喩		異法喩												
4a21	瓶爲異法		說爲異法												
4a24	有可燒等		可燒等												
4a24-25	差別義故		有差別義故												
4a26	顛倒所立		顛倒立												
4a26-27	是故說名		說名												
4b4	即令餘法		即合餘法			即令(合イ)餘法									
4b9	抑此令成		摺此令成												
4b10	是故說名		是故名												
4b10-11	如能成立		如能成立法												
4b13	顯所立		顯所立法			顯所立(法イ)									
4b13	謂若顯示		顯示												
4b16	由現見等		由現等												
4b18-19	如說藁林		如說藁林												
4b20	因故說名		因名												
4b20	猶豫者		猶豫相似者												
4b23	謂有說言		謂有說應												
4c4	多疑故似彼		多疑故似破												
4c15	即名能破		則名能破												
4c21	此以本無		此本無												
4c23	難故成似		難故成似破												
4c24	可成相違		可相違												
4c28	皆是無常		皆無常												

大正藏	大正藏本文	義淨訳	金剛寺本(剛)	興聖寺本(興)	春日版(春)	高麗藏(麗)	磧砂藏(磧)	宮本(宮)	宋本(宋)	元本(元)	明本(明)
4c28-29	無間所發					無間發 <sup>(18)</sup>	無間發	無間發	無間發	無間發	無間發
5a9	非愛言			非言							
5a21	亦不名因		亦名因								
5b3	說前因無故	說前因無故 (明本…說前 無因故)	說前因無故	說前因無故	說前無因故		說前無因故	說前無因故	說前無因故	說前無因故	說前無因故
5b3	無說相似		無相似								
5b16	何豫聲事		何豫聲事	何豫聲事	何預聲事		何預聲事	(何預聲事)			
5b17	無說相似等		無說相似事	無說相似事							
5b20	立無常性							立無常住			
5b21	此似不成或			此成以							
5b22	又立量時							又立生時			
5b24	即名似*破	即名似破(三 宮…即名似 彼)	即名似彼	即名似彼			即名似彼	即名似彼	即名似彼	即名似彼	即名似彼
5b25	顯此是無			顯此無							
5b27	所作相似			所作似							
5c1-2	唯取總法		唯取惣法	唯取惣法	唯取惣法	唯取惣法	唯取惣法	唯取惣法			
5c6	謂有難言			謂有似苦言難 言							
5c16	暫有還無		暫有還無	暫有還無	暫有還無						
5c19	足目所說多分 說爲似能破性	足目所說多分 說爲似能破性 (三宮…足 自所說多分說 爲似能破性)	似能破性多分 依彼足目所說	似能破性多分 依彼足目所說	似能破性多分 依彼足目所說						足自所說多分 說爲似能破性
5c25	展轉流漫		展轉流漫	展轉流漫	展轉流漫	展轉流漫					
5c26	舊因明師			展轉流漫					舊曰明師		
5c27	或有墮在										
5c28	餘師宗等			師宗等							
5c29-6a1	所執分等		所執分別等	所執分別等	所執分別等						
6a2	又此類過失	又復此類過失	!	!	又即此類過失		又即此類過失	又即此類過失	又即此類過失	又即此類過失	又即此類過失



6a2	我自明屬		我自明屬	我自明屬																
6a2	我於*破古									我於彼古		我於彼古		我自明屬		我自明屬				我自明屬
6a5	啓斯妙義		□斯妙義	啓斯妙義	啓斯妙義					破斯妙義		破斯妙義		破斯妙義		破斯妙義				破斯妙義
6a7	門論本	門論一卷		門論一卷	門論本一卷					門論本一卷		門論本一卷		門論本一卷		門論本一卷				門論本一卷

- (1) 大正蔵の校勘記に記載なし。
- (2) 大正蔵の校勘記に記載なし。
- (3) 「相違義遣」の引用は『理門論述記』(T44, 78c9-10)、『入正理論義纂要』(T44, 169a21-22)、『明灯抄』(T68, 247a15-16)を参照。
- (4) 「如鶴鷓子」は、『正理門論』からの引用ではなく同一文脈における文言ではあるが、『明灯抄』(T68, 307b18)に使用がみられる。
- (5) 春日版の異文は『明灯抄』の「宗因相違名宗過者」(T68, 229a24)に類似の注がみられる。
- (6) 「一切故義」の引用は『理門論述記』(T44, 80a14)、『明灯抄』(T68, 230a14-15)、『因明大疏抄』(T68, 458b1, 458b9)、『因明大疏融貫鈔』(T69, 60b4)細注を参照。
- (7) 「約因宗門」は『理門論述記』(T44, 83b4)に使用例がみられる。
- (8) 「喻今當説」の引用は『理門論述記』(T44, 89b26)、『入正理論義纂要』(T44, 167b17)を参照。
- (9) 大正蔵本「今我」は誤記。宇井版校勘記も「玄奘訳は今我とす」とする。
- (10) 「但」字の引用は『因明入正理論疏』(T44, 112c17)、『因明義断』(T44, 144b13)、『因明大疏抄』(T68, 509c1, 509c4)を参照。但し『因明大疏抄』の「甲本」は「俱」に作る。『明灯抄』(T68, 301c26)も参照。
- (11) 「審定」の引用は『因明入正理論疏』(T44, 113b26-27)を参照。「定遍」の引用は『因明入正理論疏』(T44, 97a26-27) (但し前掲T44, 113b26-27に対する原本「建武二年写興福寺蔵本」の異文は「定遍ノ」)、『因明義断』(T44, 145a5, 146b10, 148b17, 155c24)、『明灯抄』(T68, 259c14)、『因明大疏抄』(T68, 481a1)、『成唯識論述記集成編』(T67, 231b10)を参照。直接の引用ではないが、智周撰『因明入正理論疏抄』(X53, 875c8)も参照。
- (12) 「皆是現量」を付加しない「諸自證分」の引用は『因明入正理論疏』(T44, 139b17)、『慧沼述『因明入正理論統疏』(卅統蔵852番、X53, 793a13-14)、『因明大疏抄』(T68, 760b18)などを参照。「皆是現量」を付加する事例としては、『正理門論』からの引用ではないが、智周撰『因明入正理論疏抄』(卅統蔵八五五番、X53, 899c14-15)を参照。
- (13) 大正蔵本「鹿」は麗本「鹿」の誤記。
- (14) 「謂是前智餘」の引用は『因明義断』(T44, 144c29)、『慧沼撰『大乘法苑義林章補闕』(卅統蔵八八二番、X55, 159b1)を参照。「謂是前智餘」の引用は『明灯抄』(T68, 424c6)を参照。
- (15) 「諸同法等」は義浄訳に支持されるほか、引用としては『因明大疏抄』(T68, 606c28, 777a12)を参照。

- (16) 「傳生起」は義浄訳に支持されるほか、引用としては『因明入正理論統疏』(X53, 796a24)、智周撰『因明入正理論疏前記』(正統蔵八五三番、X53, 841c2)、『明灯抄』(T68, 432a14-15, 432a18)を参照。
- (17) 大正蔵の校勘記に記載なし。
- (18) 大正蔵本文は細注にしない。